

令和 4 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

令和 4 年 12 月 6 日 開会

令和 4 年 12 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和4年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月6日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第57号から議案第73号まで17件一括提案説明	4
散 会	1 1

12月8日（木曜日）第2号

議事日程	1 3
会議に付した事件	1 3
会議に出欠席した議員	1 3
説明のため出席した者の職、氏名	1 3
職務のため出席した者の職、氏名	1 3
開議の宣告	1 4
町政に対する一般質問	1 4
○8番 中須賀 敬議員	1 5
1 美浜町運動公園の整備について	
(1) 運動公園陸上競技場の写真判定室の建設の進捗状況は。	
(2) 美浜町運動公園建設工事の進捗状況は。	
(3) 美浜町運動公園建設工事の予算は。	
2 町内スポーツ施設の運営について	
(1) 運動公園陸上競技場の利用料金や予約の方法は。	
(2) 町内スポーツ施設の運営主体は。	
3 パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターについて	
○7番 大寄暁美議員	2 1
1 空き家対策について	
(1) 空き家の実態把握と件数は。	
(2) 空き家バンクの登録状況は。	
(3) 空き家バンクへの登録を促進する施策は。	
2 飼い主のいない猫への対策について	
(1) 飼い主のいない猫についての苦情や相談は。	

(2) 本町の飼い主のいない猫に対して取り組みは。

(3) 地域猫活動に取り組んではどうか。

○10番 荒井勝彦議員 2 9

1 美浜町におけるマイナンバーカードについて

(1) 本町におけるマイナンバーカードの普及率は。

(2) マイナンバーカードを使う行政サービスの種類は。

(3) マイナンバーカード普及に向けた取り組みは。

(4) マイナポイントについて説明を。

(5) 保険証利用について説明を。

(6) カードの取得率による地方交付税への影響は。

○13番 野田増男議員 3 7

1 小中学校再編に伴う施設跡地の利用について

2 災害時のペット同行避難について

(1) ペット同行避難所の指定は。

(2) 避難所におけるペットの飼育場所の計画は。

(3) 室内犬等の取り扱いは。

(4) ペット同行避難専用の避難所を設ける考えは。

(5) 避難所におけるペット用資材の供給は。

3 齋藤町政の今後について

散 会 4 5

12月13日（火曜日）第3号

議事日程 4 7

会議に付した事件 4 7

会議に出欠席した議員 4 7

説明のため出席した者の職、氏名 4 8

職務のため出席した者の職、氏名 4 8

開議の宣告 4 8

議案第57号（質疑・委員会付託） 4 9

議案第58号（質疑・委員会付託） 4 9

議案第59号（質疑・委員会付託） 4 9

議案第60号（質疑・委員会付託） 4 9

議案第61号（質疑・委員会付託） 5 0

議案第62号（質疑・委員会付託） 5 0

議案第63号（質疑・委員会付託） 5 0

議案第64号（質疑・委員会付託） 5 0

議案第65号（質疑・委員会付託） 5 1

議案第66号（質疑・委員会付託） 5 1

議案第67号（質疑・委員会付託）	5 1
議案第68号（質疑・委員会付託）	5 1
議案第69号（質疑・委員会付託）	5 2
議案第70号（質疑・委員会付託）	5 3
議案第71号（質疑・委員会付託）	5 3
議案第72号（質疑・委員会付託）	5 3
議案第73号（質疑・委員会付託）	5 3
議案第74号（提案説明・質疑・討論・採決）	5 4
散 会	5 6

12月20日（火曜日）第4号

議事日程	5 7
会議に付した事件	5 7
会議に出欠席した議員	5 7
説明のため出席した者の職、氏名	5 8
職務のため出席した者の職、氏名	5 8
開議の宣告	5 8
議案第57号から議案第63号まで7件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	5 9
議案第64号から議案第66号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 3
議案第67号から議案第68号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 4
議案第69号（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 6
議案第70号から議案第71号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 7
議案第72号から議案第73号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 9
同意第6号から同意第7号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	7 1
議会閉会中の継続調査事件について	7 3
閉 会	7 3

令和 4 年12月 6 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 4 年 12 月 6 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 57 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 58 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 59 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 62 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 63 号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第 64 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 65 号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 66 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 67 号 指定管理者の指定について

議案第 68 号 町道路線の認定について

議案第 69 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 70 号 令和 4 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 71 号 令和 4 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 72 号 令和 4 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 73 号 令和 4 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12 名）

3 番 森 川 元 晴 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 廣 澤 毅 君

7 番 大 寄 暁 美 君

8 番 中須賀 敬 君

9 番 横 田 貴 次 君

10 番 荒 井 勝 彦 君

11 番 大 岩 靖 君

12 番 横 田 全 博 君

13 番 野 田 増 男 君

14 番 丸 田 博 雅 君

◎ 本日の欠席議員（2 名）

1 番 山 本 辰 見 君

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 宮 原 佳 伸 君
総 務 課 長 中 村 裕 之 君
企 画 課 長 戸 田 典 博 君
税 務 課 長 小 島 康 資 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 谷 川 雅 啓 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
水 道 課 長 竹 内 健 治 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

教 育 長 伊 藤 守 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君
秘 書 課 長 大 松 知 彰 君
防 災 課 長 富 谷 佳 成 君
住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て
課 長 下 村 充 功 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 平 野 和 紀 君
会 計 管 理 者 宮 崎 典 人 君
生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前９時００分 開会〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和４年第４回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は早朝から、年末の交通安全県民運動に伴う一斉街頭監視活動への御協力、重ねて感謝を申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただいておりますので、冒頭お伝えをさせていただきます。

睡眠不足の方もいらっしゃるかもしれませんが、サッカーワールドカップの試合を見ておりますと、いかに数少ないチャンスを確実に物にしていく者こそが勝利者となる、そんなような感想を持ちました。大変残念な結果ではありますが、私たち町政に携わる一人として、この議会、議員活動、また行政運営においてもそのような視点を大事にして運営を行っていかねばならない、そのようなことを試合を見て感じておりました。

それでは、会議に先立ち、お願いをいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

早朝から、今日は立哨、大変ありがとうございました。

本日、令和4年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきましてまずもってお礼を申し上げます。

師走を迎えまして、今年も早いもので残り僅かとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、明日7日は暦の上では大雪、いよいよ本格的な冬を実感する時期を迎えました。

議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただくとともに、町行政に対して、御支援、御協力くださいますことをお願い申し上げます。

なお、先日えびせんべいの里で、火事が起こりまして、私も早朝びっくりしてすぐ手配させていただき、本町の職員が一番早く駆けつけて、しかもまた知多南部消防署、非常にインターからすぐだったものですから、本当に手早く消火をしていただきまして大火にならなかった、そのお礼と、また消防団員のお礼を社長もお見えになって受けておりますので、御報告させていただきます。本当に、皆さん、御協力ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1番 山本辰見議員及び2番 鈴木美代子議員から欠席届が提出され、これを受理いたしましたので御報告申し上げます。

次に、監査委員より、令和4年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付いたしましたので、御確認をお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、早速日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 杉浦剛議員、7番 大寄暁美議員を指名いたします。両議員、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから

議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで17件一括提案説明

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上17件を一括議題といたします。以上17件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをはじめとして17件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するため本条例を制定し、関係条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第58号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和4年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第59号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第60号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第61号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第58号同様、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第62号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第58号同様、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、矢梨公衆便所用途廃止に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般廃棄物処理業等の許可手数料の徴収基準を明確にするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第65号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第2町民グラウンドの廃止及び設置の目的を改めることに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、第2町民グラウンドの廃止に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第67号 指定管理者の指定についてでございますが、食と健康の館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 町道路線の認定についてでございますが、道路を新規整備するため、路線の認定をするものでございます。道路の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,024万8,000円を減額し、補正後の予算総額を96億4,064万7,000円とするものでございます。第2条におきましては、保健体育費の繰越明許費でございます。

次に、議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,524万5,000円を追加し、補正後の予算総額を22億9,498万8,000円とするものでございます。

次に、議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ430万7,000円を追加し、補正後の予算総額を19億7,043万3,000円とするものでございます。

次に、議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、補正後の予算額を3,262万1,000円とするものでございます。

次に、議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、第2条におきまして、収益的支出を88万3,000円増額し、補正後の予算額を5億827万1,000円とし、第3条におきまして、資本的支出を43万5,000円減額し、補正後の予算額を2億9,506万4,000円とするものでございます。第4条では、予算第7条で定めた職員給与費の金額を増額するものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第57号から議案第73号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

初めに、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、関係条例の改正は、職員の定年年齢を60歳から65歳への改正に伴うものでございます。

資料1の美浜町職員の定年等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、主に4点ございます。1点目、令和5年度末時点で60歳に到達した職員から、2年に1歳ずつ定年を段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とするものでございます。

2点目、60歳に達した管理監督職の職員は、管理監督職以外の職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制の導入となります。

3点目、定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で、短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務体制等

の導入を行います。

最後の４点目は、60歳以降の職員の給与水準を当分の間、60歳時点の７割水準に改正するものでございます。

この改正に伴い、関係条例として美浜町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、美浜町職員の育児休業等に関する条例、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び美浜町職員の降給に関する条例の一部改正となります。

なお、施行日につきましては、令和５年４月１日からでございます。

次に、議案第58号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料２ 美浜町職員の給与に関する条例新旧対照表第１条関係を御覧ください。

この条例の改正は、一般職員に係る給料月額及び勤勉手当の支給率の改正で、２条立ての改正を行っております。

改正の内容につきましては、第１条では給料表の改正として給料月額について、令和４年４月に遡り、初任給及び若年層の給料月額を平均0.3%、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げるとともに、勤勉手当の支給率改正として、年間1.9月を2.0月に改め、令和４年12月に0.1月分を支給するものでございます。

第２条では、第１条で改正する勤勉手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和５年６月及び12月の勤勉手当の支給を、おのおの0.05月分増額するとともに、定年延長に関する給与法の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、第１条の規定は公布の日から施行し、第２条の規定は令和５年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第59号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料３を御覧ください。

条例の改正は、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給率の改正で、２条立ての改正を行っております。

改正の内容につきましては、第１条で、期末手当の支給率を令和４年12月の期末手当に0.05月分を加算し、年間3.25月を3.30月に改正するものでございます。

第２条では、第１条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和５年６月及び12月の支給率をおのおの1.65月とするものでございます。

なお、施行日につきましては、第１条の規定は公布の日から施行し、第２条の規定は令和５年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第60号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料４を御覧ください。

本条例の改正は、議会議員に係る期末手当の支給率の改正で、２条立ての改正を行っております。

改正の内容につきましては、議案第59号同様、第１条では、期末手当の支給率を令和４年12月の期末手当に0.05月分を加算し、年間3.25月を3.30月に改正するものでございます。

第２条では、第１条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和５年６月及び12月の支給率をおのおの1.65月とするものでございます。

なお、施行日につきましては、第１条の規定は公布の日から施行し、第２条の規定は令和５年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第61号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料５を御覧ください。

改正の内容につきましては、期末手当及び給料表を職員に準ずるのではなく、本条例に規定し、給料表を改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、第2条の新給料表につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第62号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6を御覧ください。

改正の内容につきましては、議案第61号同様、期末手当及び給料表を職員に準ずるのではなく、本条例に規定し、給料表を改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、第2条の新給料表につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第57号から議案第62号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料7を御覧ください。

矢梨公衆便所用途廃止に伴いまして、別表で定めます観光施設から削除する必要があるためでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議案第63号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8の美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第10条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、第4項を第6項に改正するものです。第12条では、字句の訂正を、第13条では、一般廃棄物の処理業及び浄化槽清掃業の許可申請に対し、許可証の交付ごとに手数料を納入しなければならないことを明確にするため、改正するものです。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議案第64号の説明は、以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第65号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9、美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容でございますが、準工業地域にある第2町民グラウンドについては企業誘致などを目的とする公売が予定されており、その利便性を図るため、令和5年度よりグラウンドの東側に道路を新設する計画があり、町民グラウンドとしての利用ができなくなります。それに伴い、本条例の別表において第2町民グラウンドの表記を削除し、併せて設置目的を整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料10、美浜町使用料条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、先ほどの議案第65号と同様に、第2町民グラウンドの廃止に伴い、別表において第2町民グラウンドの表記を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

議案第65号及び議案第66号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第67号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に食と健康の館の管理を行わせるに当たり、平成24年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、小野浦区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づきその結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 町道路線の認定についてでございますが、資料11を御覧ください。

これまで第2町民グラウンドとして利用されてきました用地を、今後有効活用するため、令和5年度から隣接する道路を整備していきたいため、路線の認定をするものでございます。

議案第67号及び議案第68号の説明は、以上でございます。

○総務課長（中村裕之君）

続きまして、議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の18、19ページを御覧ください。

1款議会費、1項、1目議会費の議会運営事業においては、議員期末手当の減額を計上いたしました。

職員人件費においては、人事異動による給料、職員手当等及び共済費の増減を計上いたしました。

なお、職員人件費につきましては、このページ以降各款にわたり、人事院勧告による給料及び手当の増、人事異動による人件費の増減、時間外勤務手当の増及び会計年度任用職員報酬、職員手当、共済費、旅費の減額等が計上されておりますので、各款の人件費の説明は、省略させていただきます。

20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全対策費の交通安全対策事業においては、交通安全灯などの電気料金の増を、10目防犯対策費の防犯対策事業においては、防犯灯電気料金の増を、22、23ページを御覧ください、2款総務費、3項、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務においては、地方公共団体情報システム交付金の減を、24、25ページを御覧ください、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の介護保険繰出金においては、介護給付費等繰出金の増による介護保険特別会計繰出金の増を、3目障害者福祉費の地域生活支援事業においては、医療的ケア児訪問看護事業費の増を、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業においては、子ども子育て交付金等の過年度返還金を、2目保育所費の保育所運営事業においては、保育所電気料金の増を、26、27ページを御覧ください、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の予防接種事業においては、風疹ワクチン接種事業補助金の過年度返還金を、28、29ページを御覧ください、3項、1目知多南部衛生組合分担金においては、分担金補正に係る分担金の減を、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農地事務においては、農業集落家庭排水処理施設特別会計への繰出金を、30、31ページを御覧ください、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の土木総務事務においては、県道奥田内福寺南知多線開通記念式典業務委託料を、32、33ページを御覧ください、9款、1項消防費、4目災害対策費の災害対策事業においては、同報無線設備電気料金の増を、34、35ページを御覧ください、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校運営事業においては、小学校電気料金の増を、3項中学校費、1目学校管理費の中学校運営事業においては、中学校電気料金及びガス料金の増を、36、37ページを御覧ください、10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費の総合公園施設管理事業においては、総合公園体育館電気料金の増を、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営

事業においては、学校給食センターのガス・電気料金等の増及び給食配送車2台の購入費を計上いたしました。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、14、15ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金においては、介護保険過年度低所得者保険料軽減負担金の増を、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金においては、個人番号カード交付事業費補助金の減を、2目民生費国庫補助金においては、地域生活支援事業費補助金の増を、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金においては、介護保険過年度低所得者保険料軽減負担金の増を、2項県補助金、2目民生費県補助金においては、地域生活支援事業費補助金の増を、19款繰入金においては、今予算が財源超過となったため財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

21款諸収入においては、児童手当負担金の過年度精算金、子ども子育て交付金等過年度精算金、後期高齢者医療養給付費負担金の過年度精算金等を計上いたしました。

続きまして、7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

10款教育費、5項保健体育費として、先ほど御説明いたしました給食配送車2台の納入が来年度夏頃となりますため、繰越明許費として設定するものでございます。

議案第69号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の58、59ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費において209万3,000円を、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費において1,509万1,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

これは、医療費の増が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金において3,806万1,000円を増額計上いたしました。これは、今年度の歳入歳出予算の執行状況から、基金への積立てが見込めるため増額をお願いするものでございます。

次に、歳入を御説明しますので、56、57ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金において、歳出で計上しました医療費の増額分を計上いたしました。

4款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、基金からの繰入れ見込みがないことから、全額減額計上いたしました。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金において、前年度の繰越金の確定により増額計上いたしました。

議案第70号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の76、77ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、国から交付される介護保険システム改修事業費補助金の交付に伴う財源更生でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス費において、要支援に認定された方の

介護予防サービスの利用増により、介護予防サービス給付費を312万7,000円、要支援の認定者の増加により、介護予防サービス計画給付費を47万4,000円、それぞれ増額計上いたしました。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費において、訪問給食の利用増により、見守りサービス事業委託料を68万6,000円増額計上いたしました。

4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金において、利息の増加に伴い2万円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。72、73ページを御覧ください。

歳出の介護予防サービスの増額に伴い、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫介護給付費負担金、2項国庫補助金、1目調整交付金、3款、1項支払基金交付金、4款県支出金、1項県負担金、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金において、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上いたしました。

また、見守りサービス事業の増額に伴い、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金において、国、県、及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上いたしました。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険事業費補助金においては、介護保険システム改修事業費補助金を増額計上し、74、75ページの6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金において、同額を減額計上いたしました。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金においては、介護給付費準備基金利子を増額計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金は、令和2年度の精算に伴う国庫負担金、県負担金の追加交付分を一般会計より繰り入れるため増額計上いたしました。2項、1目基金繰入金においては、介護予防サービス費及び見守りサービス委託料の増額により、基金から繰り入れるため増額計上をいたしました。

議案第71号の説明は、以上でございます。

○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の92、93ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、人事異動に基づいた人件費の増を計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、90、91ページを御覧ください。

3款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金において、一般会計繰入金の増を計上いたしました。

次に、議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、別冊の美浜町水道事業会計補正予算書及び予算説明書の19ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費において、人事異動に基づいた人件費の増を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては、人事異動に基づいた人件費の減を計上いたしました。

議案第72号及び議案第73号の説明は、以上でございます。

○議長（横田貴次君）

議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案

第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）までの説明が終わりました。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月7日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、明日12月7日を休会することに決定いたしました。

来る12月8日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前9時48分 散会〕

令和 4 年12月 8 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 4 年 12 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12 名）

3 番 森 川 元 晴 君
5 番 杉 浦 剛 君
7 番 大 崎 暁 美 君
9 番 横 田 貴 次 君
11 番 大 岩 靖 君
13 番 野 田 増 男 君

4 番 石 田 秀 夫 君
6 番 廣 澤 毅 君
8 番 中須賀 敬 君
10 番 荒 井 勝 彦 君
12 番 横 田 全 博 君
14 番 丸 田 博 雅 君

◎ 本日の欠席議員（2 名）

1 番 山 本 辰 見 君

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 宮 原 佳 伸 君
総 務 課 長 中 村 裕 之 君
企 画 課 長 戸 田 典 博 君
税 務 課 長 小 島 康 資 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 谷 川 雅 啓 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
水 道 課 長 竹 内 健 治 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

教 育 長 伊 藤 守 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君
秘 書 課 長 大 松 知 彰 君
防 災 課 長 富 谷 佳 成 君
住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て課 下 村 充 功 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 平 野 和 紀 君
会 計 管 理 者 宮 崎 典 人 君
生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回美浜町議会定例会2日目の日程、一般質問を迎えました。関係各位の御出席に心から感謝申し上げますとともに、本日多くの傍聴の皆さんもいらっしゃっております。どうか厳しい視線で議会を傍聴いただきまして、様々な御意見をお手元のアンケートに記入をいただき、またその御意見を議会に反映にしていきたい、このように思っておりますので、傍聴の皆様にも心から御協力をよろしくお願いいたします。

先月、11月13日になりますけれども、3年ぶりに美浜町産業まつりが開催されました。コロナ禍において様々な御判断の下、盛大に開催されました。主催者の皆様には心から敬意を表したいと思います。

多くの町民の皆様の笑顔に触れることができました。コロナで奪われた日常が少しずつ取り戻されてきているなど実感しております。

そのような中、美浜町議会といたしましても、町民の皆様からの御意見を伺う場、議会御用聞きコーナーというブースを設けさせていただきました。お越しになられた町民の皆様からは大変貴重な御意見もいただき、今後の議会運営に活用していきたいと改めて感じております。また、議会といたしましても、町民の皆様との対話ができる機会を少しでも多く設けていきたい、そのように思っておりますので、また皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭、お伝えをさせていただきます。

会議に先立ち、お願いをいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1番 山本辰見議員及び2番 鈴木美代子議員から欠席届が提出され、これを受理いたしましたので御報告いたします。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には4名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は、答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。

す。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願い申し上げます。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問していただき、執行部の答弁の後の再質問におきましては、一問一答といたします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳にお慎みいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、8番 中須賀敬議員の質問を許可いたします。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。

8番 チャレンジM I HAMA所属の中須賀です。

今日は、オープン予定の令和6年度まであと1年4か月を切りましたので、陸上競技場を中心とした運動公園のことについて3点で質問させていただきたいと思っております。

議長のお許しを得ましたので、お手元の一般質問の通告書に基づき、質問させていただきます。

では、1番、美浜町運動公園の整備について。

6月議会でもお尋ねしましたが、去る11月15日に、美浜町運動公園整備促進検討特別委員会で建設中の陸上競技場の視察をいたしました。改めて、美浜町運動公園の建設工事の進捗状況について伺いたいと思います。

（1）運動公園陸上競技場の写真判定室の建設の進捗具合はということで、運動公園陸上競技場の写真判定室の建設の進捗状況について、設置に必要な費用のことも含めて御説明いただきたいと思います。

（2）美浜町運動公園建設工事全体の進捗状況は。

美浜町運動公園建設工事の進捗状況について御説明いただきます。

（3）美浜町運動公園建設工事に関わる予算は。

現在、世界的な物価高騰により、美浜町運動公園建設工事に関わる資材も高騰しています。そこで、運動公園を計画した当初に予定した予算内で建設することは可能ですか。御説明いただきたいと思います。

2番、町内スポーツ施設の運営について。

美浜町運動公園陸上競技場オープン予定の2024年度まであと1年半を切りました。そこで、運動公園陸上競技場の運営を含めて、町内スポーツ施設の利用、運営についてお尋ねします。

（1）運動公園陸上競技場の利用料金や予約の方法は。

運動公園陸上競技場の利用料金や予約の方法などについて、計画を踏まえ御説明いただきたいと思います。

（2）町内スポーツ施設の運営主体は。

町内スポーツ施設の運営主体の計画について御説明いただきたいと思います。

大きな3番、パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターについて。

美浜町がパラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターの指定を目指すに当たり、どのような計画をお持ちですか。御説明願いたいと思います。

以上で、私の壇上よりの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（横田 貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

私からは御質問の１点目と３点目をお答えし、御質問の２点目については、教育部長から答弁を申し上げますのでよろしく願いいたします。

初めに、美浜町運動公園の整備についての御質問の１点目、運動公園陸上競技場の写真判定室の建設の進捗状況はについてでございますが、写真判定室につきましては、既に建設が進んでいる陸上競技場の追加施設となるため、６月定例会一般質問でも御説明いたしましたとおり、仕様検討業務を追加発注し、利用者をはじめ関係者の御意見を伺いながら、検討を進めております。

先月初めには、追加施工が可能な仕様を定めましたので、現在、詳細設計業務を進めており、設置に必要な費用の積算につきましても併せて行っております。

次に、御質問の２点目、美浜町運動公園建設工事の進捗状況はについてでございますが、広報みはま令和２年６月号にお示ししました整備スケジュールどおり、令和４年度に観覧スタンド、令和５年度に陸上競技場と交流広場の完成に向けて、順調に進んでおります。

次に、御質問の３点目、美浜町運動公園建設工事の予算はについてでございますが、運動公園の整備については、これまで可能な限り事業費の削減を図り、整備を進めてまいりましたが、議員のおっしゃるとおり、資材高騰の影響と写真判定室等の追加施設もございますので、当初お示した予算枠の中で魅力ある公園整備を進めることは非常に困難な状況であると認識をしております。

現在建設中で予算の多くを占める陸上競技場の完成が近づく来年秋頃までには、今後の整備計画を改めてお示しした上で、整備に必要な予算を計上したいと考えております。

次に、パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターについてでございますが、このトレーニングセンターは、国の国際競技力向上のための国内強化施設拠点として、東京にあります味の素ナショナルトレーニングセンターでは対応できない競技について、既存のトレーニング施設を活用し、競技別強化拠点としてスポーツ庁が指定をするものでございます。

現在建設中の運動公園陸上競技場においても、施設指定の必須条件を満たすよう整備を進めております。

今後、この指定を受けるための公募が行われた場合に対応できる体制として、日本福祉大学と共に設置をしましたスポーツまちづくり推進室において、ナショナルトレーニングセンターの指定に向けて調査研究を進めておるところでございます。

なお、現在、パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターにつきましては、和歌山県の田辺市が指定を受けておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、町内スポーツ施設の運営についての御質問の１点目、運動公園陸上競技場の利用料金や予約の方法はについてでございますが、本町運動公園の令和６年度中の一部供用開始に向け、これまで他市町で稼働しております陸上競技場への現地視察を行い、利用料金及び予約方法に関してのヒアリングについて実施してまいりました。

それらを踏まえ、個人で利用する方や団体で利用する方等の利用料金、予約方法については、県内施設とのバランスや本町の実情を考慮し、調査研究をしているところでございます。

利用料金につきましては、令和５年６月議会への議案上程を目指し、利用料金を決定してまいりたいと考えております。

また、予約方法につきましても、利用料金決定後の早い段階で決定してまいりたいと考えております。

次に、御質問の２点目、町内スポーツ施設の運営主体はについてでございますが、現在、本町におきましてスポーツができる主な施設は、総合公園グラウンド、総合公園体育館、総合公園テニスコート、第２町民グラウンド、布土グラウンド、南部グラウンド及び南部体育館があり、全ての施設におきまして町が管理運営しております。

また、令和６年度中に一部供用開始を予定しております運動公園につきましては、現在、指定管理者制度を目指し調査研究しておりますが、当初は町が管理運営していく予定です。

なお、今後の町内スポーツ施設の運営主体につきましては、町及び指定管理者制度などの手法を比較検討し、本町の実情に合う形で進めていきたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○８番（中須賀 敬君）

それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず最初の１番目の項目について再質問をさせていただきます。

御答弁の中で、先月初めに追加施工が可能な仕様を定めましたとありますが、その写真判定室の仕様とはどのようなになったか、具体的に説明をお願いします。

○都市整備課長（平野和紀君）

写真判定室につきましては、利用者、大会運営者の面と、あと施工、建物の構造だとか施工の両面からメリット、デメリットを精査し、検討を重ねてまいりました。仕様といたしましては、まずゴールライン上にカメラとか資材が設置できることとし、あと、中に大会審判員が５人ほど入れる部屋の広さを確保したいというのと、あと、カメラの撮影がきちんとできることだとか、あと、大会の審判員がトラックを眺望がきちっとできるような部屋の高さが必要ということでございます。

あと、構造については、やっぱり揺れが少ない鉄筋コンクリートで造ると定めておりますので、よろしくお願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

詳細設計を進めているという話が今ありましたが、その詳細設計がいつまでに明確になりますか、お願いします。

○都市整備課長（平野和紀君）

詳細設計につきましては、今、ＵＲで進めておりますが、工期を今年度末と設定しておりますので、来年度の４月にはお示しできると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

写真判定室が追加されますが、現在進める陸上競技場の建設工事の予算内に収まるでしょうか。いかがでしょう。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在、令和５年度中に完成を目指しております陸上競技場と、あと交流広場等の周辺の外構工事につきましては、今年度の当初予算にて、令和５年度までの継続予算として１７億９,４００万円をお認めいただいております。

現在、写真判定室の詳細設計と建設費の積算を行ってございますが、写真判定室を追加することでやむを得ずその予算枠を超えてしまうようなことになりましたら、必要な費用につきましては改めて予算計上をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

今の御答弁で、令和５年度末に陸上競技場は完成するとのことですが、実際に陸上競技場をオープンする時期はどの程度になると考えられますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

繰り返しになりますが、目標としては令和６年３月、要は令和５年度末に施設が完成できるようにと工事を進めてございます。具体的なオープン時期につきましては、来年度の早い時期には公表したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

以前、議会の場だったと思いますが、公認の指定を受けるのに２か月程度の調査期間というか、２か月程度かかると聞いておりますが、それを含めて５年度末までに間に合わせるようにはできませんでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

工事の完了については、当初計画ではそういう公認を取得するそういう検査期間とかも含まれておりますので、現時点ですが、目標としましては令和６年３月までに検査も含めて完成したいと考えておりますので、お願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

では、先ほどの答弁の中にあった整備計画というのは、陸上競技場だけではなく運動公園全体の整備計画と捉えてよろしかったでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

おっしゃるとおりでございます。陸上競技場はもちろん、山王川左岸側の各種広場だとか駐車場、防災施設、全て含んだ計画でございます。

○８番（中須賀 敬君）

来年の秋頃までには今後の運動公園全体の整備計画を改めて示すとの御答弁だったと思いますが、整備計画全体について、もう少し具体的に説明いただけたらと思いますが。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在お示ししております整備スケジュールというのは、陸上競技場と交流広場が令和６年度からオープンするのですが、それから、その後から山王川の左岸側の整備に着手します。そちらが遊具広場と健康広場になるのですが、令和７年度までに完成し、その後多目的広場、防災施設、駐車場等を令和９年度までに整備する予定をしております。最終的には令和１０年度全面オープンを今目指しているというのが、今のスケジュールでございます。

ただ、先ほども説明申し上げておりますとおり、写真判定室等の追加工事や、あと当初決まっていなかった県事業の山王川の改修工事も今年度から始まっておりますので、施工方法の変更や若干の公園計画の修正が今必要となっております。

また、燃料や資材や人件費等も、もう当初計画時よりも急激に高騰していることもございますので、改めて全体の建設費用と整備スケジュールについて精査する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○８番（中須賀 敬君）

まだまだ、あと１年４か月で令和６年度を迎えますが、それまでにいろいろなことが起こると思いますが、ぜひうまく進めていただきたいと思います。

では、大きな２番目の再質問に移りたいと思います。

令和6年度中の一部供用開始に向け、令和5年6月議会へ、使用料等を含めた条例改正を上程するとの御答弁でしたが、それで、大会、合宿誘致への営業を行うに当たり間に合うのでしょうか。

また、予約方法についても早期の決定を求めますが、いかがですか。

○企画課長（戸田典博君）

運動公園陸上競技場の営業運営に関することなので、スポーツまちづくり推進係を所管しております企画課から御説明をさせていただきます。

現在、運動公園陸上競技場と交流広場につきましては、先ほど説明のとおり、令和6年度に供用を開始できるよう工事が進められております。工事完了後の利用につきましては、平日の利用につきましては、主に日本福祉大学や附属高校の利用を現在想定しておりますが、週末の利用につきましては、町外から各種大会や合宿の誘致を積極的に行っていきまして、にぎわいのある競技場になるよう、利用料金が決定する前からも美浜町の魅力について積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

また、予約方法につきましても、利用者の目線に立った利用しやすい方法を担当課と共に速やかに決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（中須賀 敬君）

今の御答弁の中にもありましたが、先ほども出た令和5年6月議会へ条例の改正をという話がありましたが、やはり私のこだわりかもしれませんけれども、利用する各種団体等へ積極的に働きかけをするためには、少しでも早い時期の料金とか予約方法の決定が必要かと思いますが、例えば、それを6月議会と言わず、3月の定例会に間に合わせることはできないのでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほど教育部長から、令和5年6月議会への議案上程を目指しますと答弁させていただきましたけれども、6月前に利用料金がまとまりましたら、6月議会を待たずに議案の上程をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（中須賀 敬君）

分かりました。

同じことを何度も繰り返しても一緒だと思いますので、できることならば、少しでも早く決定していただいて、町内町外問わず、いろいろな大会とか合宿の誘致が行えるように、少しでも早くやれるように頑張ってくださいと思います。

では、次の質問に移ります。

令和6年度より、美浜町が管理運営しているスポーツ施設に陸上競技場が加わりますが、将来、学校開放で使われている学校の体育館やグラウンドを含めた一体的な管理運営を考えていますでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

まずは、令和6年度完成予定の運動公園陸上競技場の管理運営を確実にやっていくことが最重要だと考えております。その後に段階的に、町が管理している運動施設や学校の体育館、グラウンドを含めたスポーツ施設の一体的な管理運営方法を、スポーツまちづくり推進室と共に検討してまいりたいと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

無理なことを早くやれと言っても難しいと思いますので、ただ、最初から完璧なものができるとは思っていませんので、一度つくって運営しながら部分的に修正したりとでも構わないと思いますので、ぜひ子供たち中心に町民の方の体力増強というか増進というか、そういう形に寄与できるようなスポーツ施設の運営をしていただき

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして大きな3番目、パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターについての再質問に移らせていただきます。

パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンターの指定に関わる必須条件とはどのようなものがありますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

御質問にありました必須条件につきましては、大きく全体的な要件といたしましては、関係中央競技団体が行う選手強化活動を優先的に施設利用ができるように最大限配慮することや、トレーニング環境及びスポーツ医学サポートの体制等に係る整備の充実を図ることが求められております。

競技別といたしまして、パラリンピック陸上に求められる主なものとしては5つございます。

1つ目としましては、ナイター照明を完備しました全天候型の公認トラック、400メートル掛ける8レーンがある施設であること。

2つ目といたしましては、フィットネストレーニングのスペースやミーティングスペース、また、競技用の用具を保管するスペースがあるということ。

3つ目といたしましては、障害者用の投てき競技に使用する固定金具が設置してあること。

4つ目といたしまして、車椅子を利用されている方を含む障害のある選手の利用に配慮したトイレや更衣室、また駐車場が整備されていること。

最後になります5つ目といたしましては、近隣にバリアフリーに配慮した宿泊施設があるということの5つが定められております。

今後、これらの要件をクリアできるよう、スポーツまちづくり推進室と共に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

今の御答弁の中に、大きく5つ求められるものがあるということでしたが、一つ一つ聞くのもあれですけども、最後の5番目に、近隣にバリアフリーに配慮した宿泊施設があることというのがありましたが、もちろん美浜町の町内にも旅館、民宿、ホテル、数々ありますけれども、こういう競技団体の大会とか合宿を誘致するに当たって十分な施設が整っていると考えてよろしいのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

先ほどの要件5つ目にありました近隣のバリアフリーに配慮した宿泊施設ということで、議員おっしゃるとおり、現在、美浜町においてもバリアフリーを配慮した旅館等もございますが、全ての旅館が対応できるわけではございません。

今回の要件といたしましては、町内で全ての宿泊施設を整備する必要はなく、近隣ということで、常滑市さんや南知多町さんにあります宿泊施設を利用することで要件を満たすと考えております。また選手だけではなく、そちらに関係するスタッフ等につきましては、ぜひ美浜町の旅館、民宿等を活用していただきまして、現在進めております美浜町全体の経済に反映できるようなスタイルが取ればいいのかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

経済効果を生む、稼げる陸上競技場になっていただきたいと思いますので。

では次に、ナショナルトレーニングセンターに期待される効果はどのようなものがあるとお考えか、いま一度

お願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

期待される効果ということで、今後、本施設を指定していただけるようなことができれば、現在ほかにあります陸上競技場施設との差別化にもなります。また、町内外に対しても、スポーツ庁から認定をされた陸上施設ということで、広くPRできるポイントとなってくることと考えております。

また、トップアスリートが身近な施設で練習することにより、トップレベルのトレーニングや指導方法などを学ぶ機会にもつながると考えております。

さらには、パラリンピック選手との交流を通じまして、障害者スポーツ等に対する町民の理解が深まることも期待できる効果の一つではないかと考えております。

将来、この陸上競技場で練習をされた選手がオリンピック等でメダリストになることができれば、大変喜ばしいことであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

今の答弁の一番最後にありました、本当に美浜町の陸上競技場を利用して育った選手が、オリンピックであれパラリンピックであれ、メダルを取っていただけるようなことができると、非常に住民の皆さんからも喜んでいただけたと思いますし、美浜町の活性化につながる一番大きなところだと思いますので、ぜひそういった方がこのグラウンドで、陸上競技場で育っていただいて、よかったと思っていただける競技場であってほしいと願いますので、どこの部署の方もその方向でぜひ一生懸命、大変でしょうけれども、頑張っていただきたいと思います。

これで私の一般質問及び再質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時5分といたします。

〔午前9時35分 休憩〕

〔午前10時05分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。7番 大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。今回は、大きく2つの質問をします。

1つ目の質問は、空き家対策についてです。

人口減少が進む本町では、空き家のさらなる増加が懸念されます。今や空き家問題は全国で起きており、自治体によっては、ユニークかつ画期的な方法でまちの活性化につなげている事例も多く見られます。

新型コロナウイルス感染症の影響で地方への移住に対して関心が増えており、本町にも移住したいと希望される方の声をお聞きします。この移住ニーズを逃さず、空き家対策につなげていけたらと考えます。空き家を負の

遺産としてしまうのではなく、まちづくりの資源と捉え、人口対策、観光、地域福祉、経済の活性化などにつなげていくような活用施策が期待されます。

そこで、空き家対策について質問します。

(1) 空き家の実態把握と件数は。

町内にある空き家の実態把握をどのように行い、現在の空き家の件数についてお伺いします。

(2) 空き家バンクの登録状況は。

空き家バンクの登録状況について教えてください。

(3) 空き家バンクへの登録を促進する施策は。

空き家バンクの登録数を増やすことは空き家の有効活用に不可欠です。そこで、本町における空き家バンクへの登録を促進するための施策等をお聞かせください。

2つ目の質問は、飼い主のいない猫への対策です。

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫が地域で繁殖し、敷地内でふん尿をされた、庭を荒らされたなど、飼い主のいない猫は迷惑だと思っている人がいます。また一方では、飼い主のいない猫でも生きているのだから何かをしてあげたいと思っている人もいます。

ここ数年、地域猫という活動が聞かれるようになりました。飼い主のいない猫の数とその被害を減らすことで、住みよい地域をつくることを目的とした活動です。近隣市町でも始まっています。

そこで、本町の飼い主のいない猫への対策について質問いたします。

(1) 飼い主のいない猫についての苦情や相談はありますか。

飼い主のいない猫について、苦情や相談等がありますか。

(2) 本町の飼い主のいない猫に対しての取組は。

本町では、飼い主のいない猫に対してどのような取組をしていますか。

(3) 地域猫活動に取り組んではどうか。

地域猫活動とは、具体的には、猫に不妊去勢手術を行い、その後、猫の命が絶えるまで餌やりやふんの始末などを地域で行うことで、管理されていない猫の数を徐々に減らします。地域で飼い主のいない猫を管理することで、猫によるトラブルを減少させます。本町も取り組んでいくことを検討しませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、空き家対策についての御質問の1点目、空き家の実態把握と件数にはについてでございますが、平成28年度に実施した一戸建て住宅を対象とした実態把握調査では、水道の使用実績がない住宅を抽出し、その住宅について外観等の現地確認と所有者に対するアンケート調査を行いました。調査結果として、当時274件を空き家と判定しましたが、その後の現地確認や所有者からの申出等により随時加除修正をしておりますので、令和3年度末時点で本町が把握する空き家は213件でございます。

次に、御質問の2点目です。空き家バンクの登録状況はについてでございますが、本町では、平成24年度から

美浜町空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンクを開設しております。登録状況につきましては、開設当初から今年度まで延べ44件の物件登録がございましたが、現在の登録件数は4件でございます。

次に、御質問の3点目、空き家バンクへの登録を促進する施策はについてでございますが、空き家バンク制度をはじめ空き家の利活用を推進するため、町ホームページ等に掲載するとともに、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会とも連携を図りながら、情報発信を行っております。

ただ、空き家は個人の財産であるため、まずは空き家所有者の意識啓発を図ることが最も重要と考えますので、空き家所有者に対しても、定期的にダイレクトメールにて情報提供を行っております。

また、本年2月には、空き家所有者等を対象にした美浜町空き家対策セミナーを開催するなど、啓発事業も行っております。

次に、飼い主のいない猫への対策についての御質問の1点目です。飼い主のいない猫についての苦情や相談はについてでございますが、本町に寄せられる主な内容は、近所で野良猫に餌をあげる人がいて、猫が住み着いて困る、野良猫のふんや尿で臭くて困る、野良猫がかわいそうで餌をあげていたら住み着いて、子猫が生まれて飼うことができないがどうしたらいいのかなどの苦情や相談がございます。

次に、御質問の2点目、本町の飼い主のいない猫に対しての取組はについてでございますが、野犬については狂犬病予防法により捕獲が可能ですが、猫は愛護動物に区分され、虐待に当たるような行為は慎むこととされているために、捕獲できないのが現状でございます。

また、住民の皆様からの相談があった場合は、野良猫に餌を与えている方に対して訪問をし、指導を行っております。

そのほかにも、野良猫で困っている方には、猫の侵入防止対策等の紹介を行い、困っている方が少しでも負担軽減になればと取り組んでいるところでございます。

次に、御質問の3点目、地域猫活動に取り組んではどうかについてでございますが、地域猫活動につきましては、愛知県動物愛護センター知多支所からの紹介や、近隣市町も取り組んでいる活動であるため、現在、実施に向け準備を進めております。広報1月号で地域猫活動を行っていただける町内在住の方やボランティア団体を募集する予定をしており、公益社団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用し、猫の不妊去勢手術の実施を考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○7番（大寄暁美君）

では、空き家対策から質問させていただきます。

まずは、空き家の件数について質問します。

平成30年に行われた住宅土地統計調査では、美浜町には2,060件の空き家があるという結果が出ています。私の実感としても2,060件のほうが近いのですが、先ほど答弁にあった213件とは大きく違います。その理由は何でしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

大きな違いですね。まず、総務省がこれを行っております住宅統計調査では、2,060件のうち別荘だとか、あとアパートみたいな貸し物件だとか、あと空き店舗等が1,310件含まれておりますので、ただ、それを差し引いても700件あることになってますが、本町が行った実態調査では、一戸建ての住宅で水道使用量がゼロの物件を抽

出したものをベースに調査してございますので、例えば所有者が掃除や庭の水やり等で水道を使用するなど、きちんと管理されている空き家については調査対象から外しておりますので、このように大きく違ってくるのではと考えられますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

では、住宅用で、かつ水道が全く使われていない一戸建てが213件あるということですね。

では、この213件の空き家は居住が可能なのか、あるいはある程度修繕をすると使うことができるのか、それとも倒壊の可能性があるかなど、状況について教えてください。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、倒壊の可能性がある空き家は、いわゆる特定空家と呼ばれるものなのですが、それはこの213件には含まれてございません。倒壊まではいきませんが、213件のうち瓦が落ちかけているとか、ちょっと補修が必要なものが10件程度は把握はしておりますが、外観でしか判断できませんが、200件程度は住める状態であると認識をしております。

○7番（大嵯暁美君）

それでは、住宅可能な空き家が大体200件ほどあるということですが、空き家バンクの登録件数が少ないのはどういった理由が考えられますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

平成28年度に空き家実態調査を行ったときに、空き家所有者へのアンケートも実施しておりますのですが、そのときの結果としては、約7割の方が売りたい、貸したいという結果でした。ただ、それが実際のところ、空き家バンクの登録に反映されていないというのが現状でございます。

少ない理由としましては、既に不動産業者さんをお願いしてあるから十分だとか、あと、空き家バンクの登録がやはりちょっと煩雑で面倒ということが考えられますが、まずは、それよりもやっぱり仏壇とか家財がまだまだありますので、他人には貸したくないと思う方が多いのではと推測しております。

○7番（大嵯暁美君）

では、売りたい、貸したいと思っていながらも、なかなか流通につながらないということですね。

答弁では、空き家バンク制度の推進のために、空き家の所有者に定期的にダイレクトメールを送っているということでしたが、定期的ということは年に何回か送っているということでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

ダイレクトメールにつきましては、年に1回送付しております。

○7番（大嵯暁美君）

それでは、答弁にありました2月に開催された空き家対策セミナーというのは、どのような内容で、何人ほど参加がありましたか。

○都市整備課長（平野和紀君）

昨年度、2月5日に行いました空き家対策セミナーにつきましては、河和港の観光総合センターで行いまして、参加者の方は、空き家の所有者を中心に29名の方に御参加いただきました。

セミナーの内容でございますが、2部構成で行いまして、第1部は、専門家の講師を招きまして講演会を開催し、内容は、空き家に関する昨今の問題点から空き家の適正な管理についてお話をいただきました。第2部は、講師の方と公益社団法人宅地建物取引業協会、いわゆる宅建協会の会員の皆さんが相談員になっていただき、個別相談会を行いまして、空き家処分に困っております6名の方の相談をお受けしました。

今回、これ初めての町主催のセミナーでございましたが、啓発事業としては大いに効果のあるものになったと感じてございます。

○7番（大嵯暁美君）

今回、空き家対策を質問するに当たり、宅建業の友人から、空き家になってから早めに売却した場合に税控除が受けられるということを聞きました。相続したときにこの制度を知っていれば、早く空き家を手放すのではと思います。この制度をもっと啓発してはどうでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちら、そうですね、所得税の特例制度として、一定の諸条件はございますが、相続で取得した空き家及びその敷地を売却した場合の譲渡所得について、3,000万円までは所得税がかからないという制度でございます。国税庁のホームページによりますと、この特例制度は、令和5年12月31日までの期限付の制度であります。これまで、これは町の直接の施策ではございませんので、特に情報発信はしておりませんでした。ただ、議員のおっしゃるとおり、今後はこのような国の制度等も、町の施策と併せてできる限り情報提供をしていきたいと考えております。

○7番（大嵯暁美君）

今回の制度は期限付で、どなたにも当てはまるというものではないのですが、こういった空き家の流通を促すお得な情報は、国の情報であれどんな情報であれ、今後もぜひ町民の皆さんに周知させていってください。

では、次の質問です。

先日、町内の新規就農者の方々とお話しする機会がありました。その中で、農地付空き家を美浜町の空き家バンクで取り扱ってほしいと話されておりました。他市町では、農地付空き家を地方への移住促進や新規就農の促進等のため、空き家バンクと農業委員会の手続を連動させ、空き家についている農地の下限面積を1アール程度に引き下げているという事例が見られました。美浜町でもやってみてはどうでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

農地の権利異動の面積要件につきましては、農地法で各農業委員会が決定することとなっており、本町では30アールを下限面積としております。農地付空き家などに対応している事例につきましては、農地法で新規就農を促進するために適当と認められる場合に限り、空き家についている農地の下限面積を1アールまで引き下げることができることとされていることの運用によるものでございまして、この場合、農業委員会にて下限面積の引下げの審議をし、公告することとなっております。

しかしながら、現在国におきまして、来年度から下限面積の規定を撤廃する方針が打ち出されており、その運用について審議をなされているところでございます。町では担い手への集積及び集約化を促進しておりまして、これまで下限面積の引下げは行っておりませんでした。下限面積規定の撤廃の動向を見つつ、農地付空き家についても、空き家バンクの担当と密に連携を図りまして政策検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

コロナ禍以降、地方への移住はさらに注目度が上がっています。農地と空き家が同時に手に入る農地付空き家は、田舎でスローライフを楽しみたいと考えている方にとって、まさに一石二鳥の物件だと考えます。ぜひ国の動向を見た上でしっかりと連携を図り、検討していただきたいと考えます。

次の質問です。

空き家対策を調べていく中で、空き家予備軍という言葉を知りました。空き家予備軍とは、65歳以上の高齢者

しか住んでいない持家と定義されています。空き家になってしまってから行動を起こすのではなく、予備軍のうちに必要な対策を講じることで、今後の空き家の増加を抑えることができるのではないのでしょうか。この予備軍に対して数など把握していますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

高齢者の把握ですけれども、70歳以上の高齢者1人世帯については、民生委員さんの見守り対象のため、福祉課でおおむね把握しておりますが、その世帯が持家に住んでいるかどうかまでは把握はできてございません。

ただ、空き家になる可能性のある物件については、事前に準備していくことが空き家の利活用の推進にもつながりますので、福祉課と連携しながら情報共有を図ることで、高齢者世帯への啓発、情報発信ができるのではと考えてございます。

○7番（大寄暁美君）

空き家対策について最後の質問です。

徳島県神山町では、住んでいる方が生きているうちに家族と相談し空き家バンクに登録するお家長生きプロジェクトという事業を行っています。最近、終活という言葉をよく聞きます。自らの死を意識して、人生の最期を迎えるための様々な準備や、そこに向け人生を総括することだそうです。元気なうちに長年愛着を持って住んできた我が家を空き家にしないよう、負の遺産にならないように考えていただく仕組み、きっかけづくりをしたらどうでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

昨今、空き家問題は社会問題となっておりでございますが、やはり原点は所有者とその家族がしっかり向き合っていることが第一であるということには言うまでもございません。空き家になる前から将来に起こり得る問題を把握し、早めの対策が必要であると考えます。

この件については、先日の空き家セミナーでも講師の方が同様の話をされてございます。

本町といたしましても、先ほどエンディングノートだとか終活活動のお話があったんですが、そのようないろいろな他市町の現状やアイデアを参考にしながら、住民への支援や意識の変化を促すような啓発事業、情報提供をどんどん発信しながら、美浜町の現状にふさわしい対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

今、エンディングノートという話も出ましたので、エンディングノートにぜひ持家の相続、そして希望する利活用まで書いていただけるようなきっかけづくりを空き家予備軍の把握とともに、福祉課と連携しながら進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、飼い主のいない猫について再質問します。

まずは、基本的なことを教えてください。

答弁では、猫は愛護動物に区分されるため捕獲できないとありましたが、具体的に説明をお願いいたします。

○環境課長（谷川雅啓君）

動物愛護及び管理に関する法律第44条で、猫は愛護動物に区分されており、愛護動物を拘束、遺棄した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとされていることから、むやみに捕獲することは拘束に当たりますので、捕獲することはできないということでございます。

○7番（大寄暁美君）

答弁では、飼い主のいない猫に対して餌を与えている人に、訪問し、指導しているとのことですが、どのよう

に行っていて、件数などを教えてください。

○環境課長（谷川雅啓君）

愛知県動物愛護センター知多支所の職員の都合が合えば、一緒に現地に出向いております。当事者と対面させていただきまして、むやみに餌を与えず、自分自身が飼い主となって最期まで世話をするように指導しております。昨年度の訪問件数は10件ございました。

○7番（大寄暁美君）

この餌やりをしている方に地域猫活動をしていただけるといいですね。

では、地域猫活動について質問します。

活動開始に向けてボランティア募集を始めるということですが、具体的にどのような事業になりますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

町内の方やボランティア団体が野良猫に獣医が行う不妊去勢手術を受けさせ、手術後に地域に戻します。その後、猫の命が絶えるまで餌やりやふんの始末などの世話を地域で行うことで、管理されていない猫の数を徐々に減らしていきます。地域で飼い主がいない猫を管理することで、猫によるトラブルを減少させる事業でございます。

○7番（大寄暁美君）

最近よく耳にするようになりましたが、今回の地域猫活動で利用される公益社団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業について説明してください。

○環境課長（谷川雅啓君）

公益社団法人どうぶつ基金が不妊去勢手術の費用を全額負担するものでございます。飼い主のいない猫の問題を、殺処分じゃなく不妊去勢手術によって解決しようとする行政やボランティア団体を支援する事業でございます。

猫の不妊去勢手術を無料で行うためのチケットをどうぶつ基金が発行し、自治体が窓口となってそのチケットを配布します。指定された動物病院で不妊去勢手術をしていただけます。不妊去勢手術を行った際に、一般の猫と区別するために耳の一部を切ることにより、桜の花びらのように見えることから、さくらねこと呼ばれております。

○7番（大寄暁美君）

では、本町の事業内容についてお聞きます。

地域猫活動を始めている多くの市町では、手術を受けさせるために猫を捕獲する捕獲器を貸し出したり、地域猫活動をしてくださるボランティアに活動を開始する支援として、餌やトイレの資材を提供したりしています。そのような支援は行いますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

捕獲器につきましては、ボランティアの意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。トイレ資材につきましては、個人の持ち物になってしまうことから難しいと考えますが、餌につきましては可能ではないかということで、検討をしてまいります。

○7番（大寄暁美君）

捕獲器の購入なのですけれども、日本福祉大学に地域猫の活動をしているにつぶくねこ課というサークルがあり、今回この質問をするに当たり、サークルの先生からお話を伺いました。飼い主のいない猫、特に生まれたときから飼い主がいない猫は警戒心が強く、捕まえるのに大変苦労するというお話を聞きました。地域猫活動をし

ているどこの自治体でも、ホームページを見る限り捕獲器の貸出しを行っております。活動開始と同時に必要になると思いますので、購入していただくようお願いいたします。

では、次の質問です。

地域猫活動は地域の方々に理解と協力を求め、地域全体で取り組む活動だと思います。そのため、回覧板等で活動の紹介、実績及び状況などを報告し、活動を周知させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

地域猫活動を行うには、地域の方の理解や猫を飼っている人の協力がないと成り立たない事業でございます。回覧板、広報を活用して周知してまいります。ボランティアの負担にはならないように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

活動の周知とともに、チラシ等で餌の寄附などの募集をしたり、先ほど話したにつぶくねこ課などはインスタを使ってやっているのですけれども、不妊手術が間に合わずに生まれた子猫の飼い主探しもそのチラシ等でできると思います。ぜひ町が地域猫活動の広報部分を支援し、活動が周知されるということを、そしてそのことで、一代限りの猫なら餌やりを手伝おうか見に行こうかと、地域の活動が受けられるように努めていただきたいと思います。

来年からボランティアさんを募集するとのことですが、個人で申し込まれる方もいるかと思います。ネットで読んだのですが、1人で猫を世話すると、地域で孤立したり、毎日の餌やりが続かず、継続が困難になることが多いようです。実際、自治体の中では2人以上でボランティアを申し込むというところもありました。また、につぶくねこ課でも、不妊去勢手術をした日の夜、預かる先がないことが課題になっているそうです。一晩猫を預かってくれるボランティアさんがいれば大変助かると言っていました。

このようなことを考えると、ボランティア同士で協力し合える体制やグループを組むなど、マッチングや体制づくりなどが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

ボランティアの組織をつくることは難しいと思いますが、ボランティアが増えてきて、町とボランティアの連絡が密になってくれば、横の連絡は可能かなとは考えております。

○7番（大寄暁美君）

ぜひボランティアさんの相談とか話をよく聞いていただけると、多分協力し合えるのかなと思いますので、そこら辺をお願いします。

では、最後の質問です。

現在、どうぶつ基金の不妊去勢手術をする動物病院は知多半島にはありません。手術を受けさせるためには、その日猫を預け、術後、猫を引取りに行かなければならないため、1日のうち2回病院を訪れなければなりません。ボランティアさんの負担を考えると、美浜町の動物病院へどうぶつ基金の協力病院になるように勧めていただくということはできませんか。

○環境課長（谷川雅啓君）

どうぶつ基金を利用して不妊去勢手術を行っていただける動物病院で、近くは西尾にある動物病院でございます。確かに町内の動物病院で手術することができれば便利だと思いますが、基金から支給される費用が少なく、費用内で手術を行うということは、動物病院がこの事業の趣旨を十分理解して、費用面も含めて病院側が努力されているのではないかと推測されます。協力依頼はできますが、協力していただけるかどうかについては難しい

案件だと思っております。

○7 番（大寄暁美君）

分かりました。

今回、飼い主がいない猫を一般質問で取り上げようと思ったのは、地域猫活動が地域全体で取り組む活動だということです。私自身は、庭を汚す猫が好きではありません。しかし、好きではないから排除すると考えるのも、とても身勝手なような気がしていました。私のように猫が苦手な人と飼い主のいない猫に餌をあげる猫好きの人が歩み寄ってできることが、この地域猫活動だと思います。

地域で飼い主のいない猫を適正に管理し見守る地域猫活動が住民の方に理解され、ボランティアさんに過大な負担がないように、地域全体で支える体制づくりをつくっていただくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

〔7 番 大寄暁美君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のための休憩を取ります。再開を11時10分といたします。

〔午前10時41分 休憩〕

〔午前11時10分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可いたします。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10 番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、こんにちは。

3 番手は、チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

本日は12月8日、ニイタカヤマノボレ、ヒトフタマルハチ、私は真珠湾攻撃を皮切りに太平洋戦争開戦の日という認識が強かったですが、有機農業の日でもあるそうです。昨日の中日新聞知多版に大きく取り上げられておりましたので、初めて知ることとなりました。美浜、武豊の両町が、本日の給食で全ての小中学校と保育園、保育所で地元産の有機野菜を使ったメニューを提供するそうです。両町の生産者が、笑顔で収穫した野菜を手にした写真が掲載されておりましたが、その中のお一人が同僚議員、杉浦剛議員の御子息、大地さんでした。美浜町の農業も、このような若い方たちに支えられているのだと、頼もしく感じた出来事でございました。給食までもう少し、午前中最後の質問者でございますので、いましばらくお付き合いのほどよろしく願いを申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回私は、美浜町におけるマイナンバーカードについてお尋ねをさせていただきます。

モニターを御覧ください。

もう、ここにお見えになっている皆さんは既に手にされていると思いますが、正式名称を個人番号カードといい、マイナンバーとは個人番号ですが、これが記載された顔写真、ＩＣチップ付きのプラスチック製のカードで

ございます。御覧のように、表面には氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真等、裏面にはマイナンバー、個人認証機能のみできるＩＣチップがあり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会基盤として、これからの時代に必要不可欠となっていくものだと思います。

これらのことを踏まえて、以下、６つの質問をさせていただきます。

では、最初の質問です。本町におけるマイナンバーカードの普及率についてお尋ねをいたします。

平成28年、2016年１月から交付が開始されましたが、この制度ができてから今に至るまでの本町の普及率は、全国や愛知県と比較してはどうでしょうか。お答えをお願いします。

２つ目です。マイナンバーカードを使う行政サービスの種類についてお尋ねをいたします。

町民の皆さんが、マイナンバーカードを利用することによって効率的に行える行政サービスには、どのようなものがあるのでしょうか。御紹介をいただけたらと思います。

３つ目です。マイナンバーカードの普及に向けた取組についてお伺いをいたします。

政府は、様々な特典を設けてカードの普及を積極的に推奨しておりますが、本町ではどのような取組を行っておりますでしょうか。今までに行った事例について御紹介をしてください。

４つ目です。マイナポイントについてお尋ねをいたします。

マイナンバーカードを取得することによって付与されるこのマイナポイントについて、御説明をお願いいたします。

５つ目です。マイナンバーカードの保険証利用についてお伺いをいたします。

政府は、現在使われている健康保険証を2024年秋頃をめどに原則廃止をして、マイナンバーカードと一体化した形に切り替える方向で調整を進めることとしたそうですが、現在分かっている範囲で結構ですので、御説明をお願いいたします。

６つ目、最後の質問でございます。カードの取得率と地方交付税の関係についてお尋ねをいたします。

私が、今回の一般質問でこのマイナンバーカードに関する質問の１点に絞ったのは、本年の10月２日の中日新聞で、政府が自治体の財政不足を補う来年度の地方交付税について、カードの取得率に応じ差をつける方針であると大きく報じられたことによるものでございます。

自治体によっては、重点的フォローアップ対象団体、名指しで強化を求められたところもあるとされておりました。本町の職員の努力によって、美浜町はこの対象団体ではないはずでございますが、この方針をどのように捉えて、今後どのように対処していくお考えでしょうか。お答えをお願いします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。分かりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町におけるマイナンバーカードについての御質問の１点目、本町におけるマイナンバーカードの普及率についてはでございますが、令和元年度から直近の令和４年11月30日までの交付率変遷グラフを用意しましたので、モニターを御覧ください。

赤色が全国の町村、黄色が愛知県、緑色が美浜町でございます。

マイナンバーカードの交付は平成28年１月から開始し、全国、県及び本町のいずれも最初の３年間では人口に

対する交付率は1割程度でございました。平成31年4月1日の時点では、本町は8.9%で、全国及び県は10%を僅かに超えたところでございました。

令和2年度から全国的にマイナンバーカードの普及が進み始めましたが、本町の交付率は全国及び県を上回る伸びとなり、令和2年10月1日には20.2%で全国及び県の交付率を超えております。その後は、全国及び県の交付率を上回ったまま現在まで推移をしております。令和4年11月30日時点では、全国では52.5%に対し本町の交付率は59.6%となっており、約6割の町民の方々に普及が進んでおります。

次に、御質問の2点目、マイナンバーカードを使う行政サービスの種類はについてでございますが、本町の町民の皆様が現時点で利用できるサービスは、顔写真つきのマイナンバーを示す身分証明として利用するほかに、転入転出の届出、確定申告の手続や医療保険証として利用することができます。

次に、御質問の3点目、マイナンバーカードの普及、これに向けた取組はについてでございますが、本町では申請手続の際、職員が無料で写真を撮るサービスや、月2回休日に窓口を開庁しております。また、町内の商業施設や事務所、産業まつりなどのイベントや確定申告の会場、健診会場などへ職員が出向いての手続や、様々な理由でどうしても役場に来られない方へは御自宅まで職員が出向き、手続を行っております。

さらに、愛知県と協力し、町内観光施設に窓口機能を装備したラッピングカーによるマイナンバーカードのPRと申請手続を行いました。今後も、普及推進のため、これらの取組を一層進めてまいります。

次に、御質問の4点目です。マイナポイントについての説明をについてでございますが、マイナポイント事業については、マイナンバーカードや電子決済の普及を目的に総務省が実施する消費活性化政策であります。

具体的には、第1弾目の事業として令和2年夏から申込みが開始されましたが、マイナンバーカードを取得した方が選択した電子決済サービスからマイナポイント還元を受けることが可能となっており、入金または購入金額の25%、最大5,000円分のポイントが付与される事業でございます。

次に、今年の6月末から申込みが始まった第2弾目の事業として、新たにマイナンバーカードを健康保険証として利用申込みを行った場合の7,500円分のポイント及び公金受取口座の登録を行った場合の7,500円分ポイントが付与される事業でございます。第1弾、第2弾合わせて1人につき最大2万円分ポイントが付与されますが、今月末までにマイナンバーカードの交付申請をし、2月末までにマイナポイントの申込みが必要となっております。

次に、質問の5点目です。保険証利用について説明をについてでございますが、現在、マイナンバーカードは読み取り機器のある医療機関においては医療保険証としても使うことができます。国は、令和6年秋に現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードと保険証を一体化することを検討しているとのことでございます。今後は、町民の皆様にも不利益にならないよう適切な時期に制度の周知を行ってまいります。

次に、御質問の6点目、カードの取得率による地方交付税への影響はについてでございますが、国では、本年度末までにほぼ全国民のカード取得を目標に掲げ、行政のデジタル化を推進しております。この中で本年6月に、自治体の財源不足を補う地方交付税において、カード取得率に応じ配分額に差をつける方針が出されたと、本年10月2日の新聞で報道されたことは承知をしております。

しかしながら、現時点にて、カード取得率に関わる地方交付税の配分方法の詳細については、国からの通知等はございません。今後も、情報収集に努めてまいります。

なお、地方交付税は地方交付税法等に基づき運用、配分されており、国の配分に関わる方針について町としての答弁は控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○１０番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本町の普及率でございますけれども、ほかと比較して随分高いことを、お示ししていただいたグラフから読み取ることができました。全国及び県の普及率を上回ったまま現在まで推移しているとの答えはいただきました。これ、何かと本町は県内での順位を公表されて低迷しているように思われますけれども、このカードの普及率の県内順位が分かれば、差し支えなければ結構でございますけれども、教えていただくことはできますでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

この11月30日現在の59.6%という本町の交付率は、愛知県内54市町村のうち第3位の順位となっております。県内で、1位は半田市、ちなみに63.4%、2位が東海市で61.7%、それに続く本町が第3位59.6%となっております。この順位について、本当に町民の皆様の御理解御協力のおかげだというふうに感謝をしているところでございます。

○１０番（荒井勝彦君）

カードの普及に向けた取組について、本当に本町の職員の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。様々な場面での取組の結果、県内においても高順位をキープしているとのことでした。

先ほど、町長の御答弁でも若干触れていただきましたけれども、本年初めて、去る11月13日に開催されました美浜町の産業まつりでブースを設けて取組を、その結果、成果が分かれば、できれば休日も何回か窓口を開設していただいたということです。お答えできる範囲で結構でございますので、御紹介いただけたらと思いますが、どうでしょう。

○住民課長（藪井幹久君）

まず、産業まつりでの件数についてでございますが、産業まつりで、私どもPRを兼ねて申請を受付させてもらいました。件数としては、57人受付をさせていただいているところでございます。

また、町は毎月休日2回ということで、第2日曜日と最終の土曜日を基本として窓口を開いております。午前9時から12時までという形で開いているところでございますが、成果としては、直近の11月26日の件数を申し上げますと、手続としては延べ58件手続をさせていただいております。大体、直近の3か月ぐらいの推移では毎回1回につき50から60件、多いときには70件近く、休日の開庁を利用していただいているということでございます。

また、ほかには、私ども例えば事業所に出向いたりだとか、ほかにも例えば確定申告の会場、健診を行っている会場、そういったところにも出向いて受付を行っているところでございますが、そういったところでも大体20から30、1回につきですね、やっただいただいているという実績になります。

○１０番（荒井勝彦君）

休日を返上しての職員の皆さんの努力、本当に御苦労さまです。実は、私、本当にもう少し少ないのかなとも思っておりましたけれども、50件から60件もあったということ、本当に御苦労さまでございました。

それでは、次に伺います。

カードを使う行政サービスの種類でございますが、本町では、身分証明書、確定申告、保険証としての利用との答えをいただきましたけれども、この裏面についているICチップには空き容量というものがあって、それ

を利用した行政サービスを積極的に行っている自治体もあるようでございます。様々なリスクについても議論があるようでございますが、本町として今後どのような展開を考えておりますでしょうか。お願いいたします。

○住民課長（藪井幹久君）

今、議員がおっしゃられたように、マイナンバーカードにはＩＣチップがあって、それを活用してということで様々なサービスを行うことができるということではございます。既に実施している先進地や、想定される使い方ということにつきましては、まず、印鑑登録証として利用するとか、住民票や所得証明などの各種証明書を自動発行するという、あと図書館の利用者の貸出しカードに使う、施設の貸出し予約とか、あと災害時の避難所での受付に利用する、そういったことが想定をされています。

まだ、いずれの利用に関しましても、現在のところまだ未定ということでございます。お願いいたします。

○１０番（荒井勝彦君）

先進地域の事例にも倣って、今後、いろいろなことに取り組んでいただけたらと思います。

先ほど、高齢者や障害のある方、役場へ来庁することが困難な方には、職員のほうからもうわざわざ出向いて行ってやっていただけると、申請の登録のことや何かやっていただけるということの答えでございましたけれども、申請はしました、カードができたとき、たしかパスポートや何かは本人さんでないとということもありましたけれども、このカードができたときにはどのように、その困難な方には対応していただけるのでしょうか。お答えしてください。

○住民課長（藪井幹久君）

役場に行けないなど、いろいろな相談があったときには、その方の状況に応じて手続にはいろいろな方法がございますので、その方が可能な方法を御案内しているということでございます。いろいろ相談を受けた結果、なかなか役場に来られないよということで、こちらが訪問してということも我々やっておりますので、そういった場合には、自宅もしくは希望される場所に行って、まずは申請手続、その後、出来上がったら持参をしてと、それで交付するというようなことを私ども行っております。

町としまして、マイナンバーカード取得を希望される方のできる限りの体制を取っていきたいと考えておりますので、お気軽に御相談をしていただいてという体制で臨んでおりますので、よろしくをお願いいたします。

○１０番（荒井勝彦君）

本当に御苦労さまでございます。

実は、私も実家に87歳の母親が独りで暮らしております。今回、私はこのマイナンバーカードに関する一般質問を行うに当たって、私の母親が持っていないのではこれはちょっと格好がつかないなと思いまして、母親にもうつくったらどうだということを申し上げたところ、実は私はもうシルバーカーに乗って役場へ一人で行ってきたよと、そのときには住民課の方々が本当に丁寧に対応してくれて、もう申請はしてきたというふうに、反対に言われてしまいました。本当にその節はお世話になりました。ありがとうございました。

こういう独り暮らしのお年寄りの方でも、もうこの先、私は要りませんよと言っている方も若干お見えになると思いますので、私の母親の実例がございまして、積極的に皆さんが取得していただけるように、またその節にはいろいろ職員の方がお取り計らいをしていただきたいと思います。

次に、では、マイナポイントのことでございますが、説明をいただきましたが、なかなかこのポイントの取得に手間取っている方もお見えになると思います。実は、この不肖私も、今回の質問で藪井住民課長に御相談をしたところ、もう第１弾目の5,000ポイント、これは随分前にいただいておりました。しかしながら、この第２弾目のポイントについては、藪井課長に御指摘をいただいて、まだ取得していないよということを伺いました。

この最大2万ポイントを取得するには、今月末までにマイナンバーカードの交付申請をして、来年の2月末までにマイナポイントの申込みが必要だと、そういう御回答でした。今月末といいますと、もう今日が8日ですので御用納めにもなりますし、年末年始のお休みにも入ってしまうと。それから、マイナンバーカードの交付申請をしても、実際自分のところに届くまでに約1か月でしたかね、1か月ぐらいかかるようなことも伺っております。せっかくのポイントをいただけないことになってしまう方もお見えになってくる可能性が高まっていくのではないかなと思いますが、今後、このポイント取得についての啓発活動といいますか、これはどのように行っていくお考えでしょう。

○秘書課長（大松知彰君）

マイナポイントのPRについてでございますが、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、マイナポイントを受け取るためには2月末までにマイナポイントの申込みを行っていただく必要があります。

しかしながら、一部の決済サービス、マイナポイント、いろいろな決済、電子マネーですとかQRコード決済あるいはクレジットカード等、様々な決済サービスがありますけれども、この2月より前に一部の事業者は既に受付を終了しているものがあります。11月末でも、幾つか11月で終了します。あるいは、今月末で終了してしまうものもありますので、後になればなるほど選択肢が狭まってくるという状況でございますので、早めに申込みの手続をしていただくよう、ケーブルテレビ等あるいは町のメールサービスを活用して、今後、周知に努めてまいります。

また、マイナンバーカードの発行につきましては住民課で対応しておりますけれども、マイナポイントの申込みについては、住民課に加えて2階の秘書課でも対応しておりますので、今後、お気軽にお尋ねいただければと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

このマイナポイントに関しては、秘書課でも対応していただけるということで、本当にこれ、もらいそびれているという言い方は適當ではないかもしれない。

せっかくの機会でございますので、秘書課でも対応していただけているということです、町民の皆さんにも御周知をいただいて、積極的にこれは取得していただきたいなと思います。

以前、藪井住民課長と、これ全く別の話でしたけれども、お話の中で、本町には本年8月31日現在で296世帯、368人の外国人の方がお住まいになっていると伺いました。この方たちのマイナンバーカードというのは、そもそもどのような状態になっているのでしょうか。お答えいただけたらと思いますが。

○住民課長（藪井幹久君）

外国人のマイナンバーカードにつきましては、先ほど言われた数、住民登録がされている方ということになるのですが、その方々のお手続、マイナンバーカードを取得するという点については、日本人と何ら変わらないお手続となるということになります。

気をつける点としましては、マイナンバーカード、日本人ですと成人の方だと10年ということに有効期限がなるわけなのですが、中長期在留者をはじめとする外国人の方々は、その在留期間の満了日までが有効期限となるというところに気をつけながらということになりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

本当に、美浜町にお住まいの外国人の方も誰一人取り残すことなく、こういうマイナンバーカードを利用していただけたらなと思います。それには、また職員の方の御努力をお願いいたします。

先ほど、ICチップの空き容量の利用のところでも触れていただきましたけれども、11月29日、まだ最近です

けれども、中日新聞の朝刊に、避難所におけるマイナンバーカードの利用、マイナ避難というそうですけれども、これについて紹介をされておりました。現時点では様々な問題点もあるようですが、確立されれば迅速なる情報収集にもつながると思います、本町ではどのように受け止めておられますでしょうか。お願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

各小中学校の指定避難所では、避難者名簿に避難者が各自必要事項を記入していただくことを受付でやっていただくようにやっております。この受付作業を迅速かつ確実に実施していただくためには、このマイナンバーカードとスマホのアプリを用いたマイナ避難、こちらを使っていただくと受付が非常に有効であることは各種報道のとおりだということは承知しております。

本町において、先ほど6割近くの方がマイナンバーカードを取得しているとはいったものの、全員が取得しているというわけでもございません。また、大規模地震が発生した際には一刻も早い避難が求められる中で、非常持ち出し品の中にマイナンバーカードを確実に入れられるか、甚だ疑問であるなど考えています。

また、美浜町にいらっしゃっている観光客の方がマイナンバーカードを持参している可能性は非常に低いのではないかとされるほか、避難所が停電の状況に陥った際、避難所に配備した発電機ではこれらシステムを稼働させるだけの電力の容量が足りず、またネットインフラに支障があった場合にはせっかくのシステムも使えないおそれもございます。これらが確実に運用できる、こういったことが担保されるようになった暁には、検討を考えたいと考えています。よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

本当に、この避難に関しては、確かに確実にマイナンバーカードを持って避難してくるかということも少ないかもしれませんし、そもそもスマホや何かと連動、これも全員が持ってくるのかとか、いろいろな様々な問題があると思いますが、今後、先進地域、いろいろなところで利用したりしているところ、これは順次本町でも取り入れられるところは取り入れていただきたいなと思います。

セキュリティの問題について、ひとつ伺いをいたします。

様々な便利な利用方法があるこのマイナンバーカードでございますけれども、反面、もう個人情報の塊でございますので、情報漏えいに対するセキュリティの面で心配をされている方も少なからずお見えになると思います。この点に関してはどのようにお考えでしょう。

○住民課長（藪井幹久君）

マイナンバーカードのセキュリティ、安全対策、そういったことについてでございますが、まず、先ほど議員がおっしゃられたように、マイナンバーカードにICチップがあつて、そこにデータが入っているということでございますが、確かにこのマイナンバーカードに表示されている、そもそも見た目のあのデータ、名前だとか生年月日だとか性別、住所、当然マイナンバー、そういったものはICチップのデータの中には入っているということになりますが、例えば税、所得だとか年金の情報、お医者さんにかかったような情報、プライバシー性の高い情報ですね、そういったものはあのICチップの中には記録はされないと、されていないということになります。

さらには、その情報を読み取ろうとしたり、解析しよう、そういったときにはICチップ自体が自動で壊れてしまうと、そういう仕組みになっているということでございます。

また、そのICチップのデータが読めなくても、マイナンバーが見えればデータが漏れていってしまうのではないかと御心配もあるかと思えます。そういった点につきましては、このデータの管理自体が実は特定の共通のデータベースをつくるというような、国のところにそういった一元管理するという方法ではなくて、今まで

ずっとそうであったそれぞれの役所や役場、そういった情報はその機関ごとに管理するという形はそのまま引き継ぎ、そこからそういう分散の管理という形になりますものですから、簡単に一元でそこから読み取ってしまうというようなことはなかなか難しいと。分散の管理の仕組み、その仕組みには、マイナンバーを知っただけではその情報がやり取りできるというような仕組みにはなっておりません。読み取れないということになります。

あと、カード自体の偽造がされるのではないかと、そういった御心配についてでございますけれども、文字をレーザーで掘り込むとか複雑な彩紋パターンを使っているとか、そういったような最新の特殊加工ということで、顔写真もついている、そういった顔写真を取り替えるとかそういうような偽造はなかなか困難だということになっております。偽造が困難で、顔写真もついているものということですので、第三者がカードを使って成り済ますというようなことがなかなか難しいという状況になっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

本当に、お年寄りの中にはという失礼な言い方はないですけども、公金を受け取る口座とひもづけだとか、健康保険証とひもづけだとかいうことで、もう私の財産が全部明らかになってしまうのではないかとというふうに、実際におっしゃっている方もお見えになりました。今、藪井課長の御説明で非常にセキュリティーに関してはしっかりとしているのだなということも、私も再認識することとなりました。ありがとうございます。

最後でございますけれども、質問はこれで終わります。

去る11月の17日でございましたけれども、同僚議員の方たちと東京の衆議院議員会館に出向きまして、デジタル庁の職員の方から、デジタル田園都市国家構想というものについての御講義を受けてまいりました。勉強会に行っていました。

昭和の時代に生を受けた私などは、このデジタル社会の進歩にはなかなかついていけないのが現実なのかなとも思っております。反面、ジェネレーションZ、いわゆるZ世代と呼ばれる若者や、もうその次はアルファ世代と言われるそうですけれども、この子供たちは積極的にこの波に乗っていくことでしょう。

今後、時代の進歩とともに、より便利で安心確実なデジタル社会の根幹をなすものが、このマイナンバーカードだと思います。その普及と活用に、量体裁衣の対応で臨んでいただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（横田貴次君）

会議に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日の会議に、傍聴者より録音に係る許可願の申請があり、これを許可いたしましたので冒頭お伝えをさせていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 野田増男議員の質問を許可いたします。野田増男議員、質問してください。

〔13番 野田増男君 登席〕

○13番（野田増男君）

皆さん、こんにちは。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問に入らせていただきます。

初めに私が取り上げる質問は、小中学校再編に伴う施設跡の利用についてでございます。

新たな学校教育の創造として、特色ある美浜の教育を行うため小中一貫校を目指し、教育委員会をはじめ町が一丸となって鋭意努力されていることは重々承知しており、敬意を表すところでございます。しかしながら、学校再編を進めていく中、施設の跡地利用は避けては通れない課題であります。私たちが小中学校時代を過ごした思い出の母校が、今後どのように変わっていくのかが気がかりでなりません。

そこで、今後の小中学校の再編に伴う学校施設の跡地の利用について、当局の考えをお伺いいたします。

2番目に、災害時のペット同行避難について伺います。

国は、災害時の避難に際し、放浪や飼い主の元に戻れないペットの発生を防ぐため、ペットとの同行避難を推奨しております。犬や猫など、ペットは家族の一員として意識が高まっており、日常でのしつけや避難に対する準備が飼い主にとって不可欠なものとなっております。

そこで、災害時のペットの同行避難について、町当局の取組を伺います。

1番、ペット同行避難の指定は。

町が指定する避難所について、ペットの受入れが可能な避難所は決まっておりますか。

2番、避難所におけるペットの飼育場所の計画は。

避難所でペットを飼育する場合、ほかの避難者への配慮が必要と思われますが、具体的な飼育場所の計画はありますか。

3番、室内犬の取扱いは。

日頃から室内で飼育されている犬や猫の場合、野外での飼育を拒否される避難者が考えられます。どのように対応する計画ですか。

4番、ペット同行避難専用の避難所を設ける考えは。

犬猫の鳴き声やアレルギーなど、ペット同行避難による様々な問題が想定されることから、ペット同行避難の避難所を計画する必要があると考えますが、町当局の方針は。

5番、避難所におけるペット用資材の供給は。

原則として、同行避難の場合、飼い主が飼育に関わる資材一式を用意することになっていますが、災害時には資材を持ち出す時間もないままに避難する場合も想定されます。こうした場合、災害時の物資提供協定でペット用の資材を供給することは可能ですか。

次、大きい3番ですけれども、齋藤町政の今後について。

齋藤町長が町政に戻られ、4年目を迎えております。この間、なお終息が見えない新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、運動公園整備事業、学校再編など多くの課題が道半ばの状態であります。そこで、来年4月に予定されている町長選挙への出馬を含め、齋藤町政の今後について御自身のお考えを伺います。

以上、今回12月定例会での質問でございます。回答よろしくお願いたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

野田増男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中学校再編に伴う施設跡地の利用についてでございますが、学校は地域コミュニティの核となる重要な施設であり、地域の活性化を図るためにも有効な利活用を考えなくてはなりません。これまでも申し上げておりますが、貴重な学校跡地を有効利用するためにも、民間企業等への売却あるいは貸出しなどにより、学校再編における建設財源の確保が必要となります。今後、発生が見込まれます施設跡地の維持管理費、例えばそのまま保存する場合には、水道光熱費、建物の修繕費、老朽化に伴う解体費用等多くが上げられます。

施設跡地が民間施設となった場合、これらの維持管理費は必要なく、新たに固定資産税の増収となります。これらを考慮しますと、旧河和南部小学校のような企業誘致も選択肢の一つとして、地域の活性化につながり、今後とも、こうした生かしていく方法に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時のペット同行避難についての1点目、ペット同行避難所の指定はと、御質問の4点目、ペット同行避難専用の避難所を設ける考えはにつきましては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

本町の地震災害を想定しての避難所は、主に小中学校を指定避難所としており、避難所を運営するに当たり、これまで地元自主防災会、学校教職員及び町の避難所担当職員の三者による避難所運営訓練を繰り返し実施してまいりました。

これらの訓練を行うたびに振り返りを行い、参加者の声を避難所ごとに定める避難所運営マニュアルに反映させてまいりました。これにより、ペットの同行については全ての避難所でできることにしております。また、避難所として運用できる施設に限りもありますので、今後、コロナ禍だけでなく様々な感染症への対策としてさらに対人距離の確保が求められることになると、1室における収容人数が減ることが見込まれることから、ペットを同行されない方との共用は、より多くの方を収容するためには必要であります。そのため、基本的にはペットの避難場所は室外を想定しているところも多くなっております。

次に、御質問の2点目です。避難所におけるペットの飼育場所の計画はについてでございますが、現在、町ホームページでも公表しております避難所運営マニュアルに、どの部屋をどの用途に使用するか各学校の配置図を示しており、施設管理者である学校側の意向を考慮し、ペットの飼育場所を定めることにしております。

次に、御質問の3点目、室内犬の取扱いはについてでございますが、先ほどの避難所運営マニュアルにより学校ごとにレイアウトが異なりますが、河和小学校の避難所では、多目的ルームをペトルームに充てることとなっております。また、盲導犬、介助犬が必要な方々には、一般の方とは別に専用の部屋を想定して設けている避難所もございますので、そちらへの避難となります。

次に、御質問の5点目、避難所におけるペット用資材の供給はについてでございますが、ペットだけでなく盲導犬、介助犬等と共に避難を余儀なくされる方も見えると思われまので、トイレシート等必要な資材について、本町は物資調達に関する協定を様々な事業者と締結をしており、事業者の中にはペット用資材を取り扱うホームセンターも含まれておりますので、提供を要請し、調達することは可能と考えております。

次に、御質問の3番目、齋藤町政の今後についてでございますが、私も思わないことからこの5期目の町政を担当させていただくことになりまして、やがてこれであと4か月ですか、5か月あるのかな、残された期間が非常に短くなりました。これまで4期、四四十六年させていただいて、何とか美浜町を「自然との共生+心」のいいまちにしたいというスローガンで4期務めさせていただきました。

まさか、またその3期後にこうして町長をやろうとは夢にも思わなかったのが、今回の運動公園、造るのか造らないのか、この問題で私は指摘してきて、指摘した以上はその後をしっかりとやらなければいけないのかなという思いもありましたが、町民の判断によって、僅かの差ではありますけれども、私がこうして町政を務めさせていただくことになりました。

正直言って、野田さん言うように、この4年間大変な、私は4年間だったと思っております。

まず、運動公園の問題、これをいかにするか、これが、もう大変な私の、大きく言えば、やるにやれない状況まで来ていた、止めるに止められない状態まで来ていた。これを止めたら、今までの県・国の補助、それから業者に返す償還金、これを返す、これが当然かかってまいります。これを返したら、そのときの当初予算が組めない、それほど財政調整基金がなかった。まさかと思ったけれども、止めることはできない。こういうことで大変な思いを私もしましたが、前に進めよう、進める以上は美浜の活性化になるように、美浜が生かせるような、これは当然のことです。

もう一つは、一番大きいのは山王川。奥田にはあの山王川がある。山王川の改修が全くできていない。御存じのとおりです。あの上流で埋め立てて運動公園を造った場合、これは、これまでも何回もあそこは池になっている。今回もこれは考えられる。それから町の財政。四十数億円もかけて、それも都市計画税から半分出す。こんなことをやっていいのか。これが一番、私は16年やってきて気づいていたことです。

それで、今言ったように、当選させていただいたら、止めるに止められない。では、どうしたらいいか。生かすしか方法ないでしょう。あの運動公園を町のために生かして、いかに活用し、多くの人が美浜町へ来てくれて、様々に経済面に大きないい影響を与えていただくような施設にする。これしかないということから、その後の3年間です。いかに余分なものを切るか、いかにその後どういうふうに活用し、美浜町の財政に大きくプラスになっていただくようにしていくかです。

これは、美浜町の今の役場体制だけではとてもではないけれどもできない。何ととっても、日本福祉大学。大学さんのお力を借り、活用も当然考えていただいて、生かすしかないです。だから、大学との協議もさせていただきました。厳しいことを、学長さんにも理事長さんにも私が言わせていただいた。何とか力を貸していただいて、これを生かせるいい陸上競技場にしたいね、これをまさに今、大学、町と両方で駅前に事務所をつくり、これに向かってコンサルも加えながら、どのような形でこれから生かすのかを検討しております。非常に私は力強く、今、思っています。

大学の高校の面でも、野球も強くなってきた、陸上も強くなってきた。大学がよくなることは美浜もよくなることだ。しかも国際化の時代です。いかに大学へも留学生をいただき、ここへ来てくれるか、学生が。少子高齢化で大変な時代です今は。ということで、今、力を合わせながら前に進んでいるのが実情です。

午前中に、中須賀議員からいろいろといい御質問いただきました。ナショナルトレーニングセンター、これも何とか美浜へ持ってきたいね、アジア大会も使ってもらいたいね、そういう思いを持ちながらやっていただけれども、なかなかアジア大会は名古屋中心になります。なかなかここへは来れない。

しかし、せめて一つだけ、これまでずっと美浜町が15回までやってきたマリンスポーツ、トライアスロン、美浜でやっていただけないだろうか。残念ながら今はまだ決定ではないと思うけれども、名古屋港でやる。アジアの方々が愛知県へ来たら、もっときれいなところで泳がせようよと私は何回も言っています。美浜に、15回でやめなくて続いていたら、これも可能性があったかもしれません。残念ながら、16回が台風でやめになって、その後中止となって今日を迎えました。私は、ここへきてもう一回あの人気のいい音吉トライアスロンをやりたい。考えておっても、このコロナ。全てのことはできなかった、これが実情です。

でも、このコロナの関係は、これまで築いてきた美浜町の医師会、この方々が非常に団結、まとまりがよくなり、全面的に町に御協力をいただけたことが、郡内でも最高のワクチンの接種率、しかも一番少ないと、発生率は。今の新聞は、あれは武豊と南知多と美浜の分で、医療関係に入った人しかデータが出ないから非常に多くなって、ちょっと私は遺憾に思っています、これは。この統計は困ると思っていますけれども、美浜町内は本当に皆さんの協力でスムーズに、職員もしっかりやってくれた。5回までのもうワクチン注射も本当に早く進めていただけたことを感謝しております。

それから、今言った運動公園の問題もこれからですよ。どんどんと建設費が今、上がっています。やっていけるかな、これ。でも、やらなきゃいけない。何とかみんなで力を合わせて、いいものができるように進めていきたいと思っています。

愛知県は、山王川、大きく構想を変えて、陸上競技場の反対側ですね、今まではコの字型の河川。ところが、親水型の河川公園をモデル的に造るということに賛同していただき、それが今進んでおります。それから、もう一つ、一日も早く下流河川を広げてください。これは絶対にやっていただかなければいけないし、県もそれは十分承知してくれていると思います。だから、非常に関心を持って、今は河川についても私は望みを抱いております。

あとは、先ほど言いましたように、いかにこれを生かすか。この方法に全力を挙げていけたら、これを皆さんにお願いをしたいと思います。

それから、先ほどもありました学校再編の問題。再編の問題も、これは皆さん、令和7年の計画が、この状態ではとてもできないから10年まで延ばさせていただきました。教育委員会も、残念だけれども、今度は10年までに何とかしようよという形で今進んでおります。まさかここまで子供が減るとは、12年前は私は思わなかった。びっくりです。上野間小学校も南部小学校も私が建設に携わってきています。河和中学校の体育館も。たったこれだけの年数でこんなに統廃合しなければいけないのか。思いもしなかったですけれども、これはやらざるを得ない。やって、さらに美浜町の教育のよそから見ての魅力を高めていくことが、ここへの人口減少を減らす大きな、これがもともになります。

それから、あと2つ大きなことがこの町にもありました。それは、企業の導入です。何とか企業を美浜町にというのは私も、当初、30年も前からの念願でしたよね。みんな、議会もそうでしたよね。一つも来てくれなかった、企業が。ところが今回、本当にありがたいことに、人間関係でしょうか、まさかというマグネデザインさんがこの美浜町に来てくれる。河和南部小学校、ああいう形で活用していただくことになりました。

彼の会社の計画は、マグネ半島、シリコンバレーと今もツーカーだ。日本のシリコンバレー、マグネ半島をつくりましょう。これがあの会社の念願、会社というよりも社長の念願です。これが、河和南部小学校に来たことは非常に彼らも喜んでおると思います。これは、体の中のカテーテル、それから磁石で自動運転、入れ歯、磁石の入れ歯、すごい研究を今進めております。この企業が来てくれたこと。

もう一つは、美浜町でジョイフルファーム鵜の池。これがずっとよく頑張ってくれた。もう限界が来ている。この後、美浜の里構想、あそこもその用地の計画でした。里構想の一つ、生かせるのではないかな。これも、ある企業が協力していただいた。これもなかったらできません。しかも、これに加えて河和南部の富谷牧場。それから新池、新池の南側のハイキングコース、すばらしいところです、ここ。南部地域の活性化につながっていく将来の、私は夢ではないかなと思って、今、その振興についていかに進めていくかを悩みつづけています。

もう一つは、杉本美術館。名鉄が断念した。美浜町へ寄附をしてくれる。美浜町の杉本美術館は、緑苑のシンボルでもあった。これをやめるということで、これも今、検討中で進めております。というようなことを、次の

人に生かしてほしい。私は、今期限りで引退を決意しております。辞めさせていただきます。

どうか町民の皆様がしっかりした判断の中で、いい後継者を選任していただけることが私の一番の願いです。後をしっかりやってほしい。美浜ほど、特性のある、生かせば光ってくるものがたくさんある。河和城もそうです。何回も竹切りをやらせていただきましたが、あんなにすてきないものはございません、知多半島には。ぜひ、美浜の特性をこれから、恐らく皆さん方、議員の皆様は来期も頑張っていただけることと思いますが、議員もしっかり世論に反映した正しい判断をしながら町をリードしていただきたい。これをお願いし、私の答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○13番（野田増男君）

なかなか町長のことを聞いていましたら時間がなくなってまいりましたけれども、今回、町長のその先を、思いを聞くのが本当にここの議会の僕の仕事だと思っていましたので、もう僕も止めることなく聞きました。また時間があれば再質問でやりたいのですけれども、そこまでたどり着くかがちょっと問題ですけれども。

それでは、ひとまず、旧河和南部小学校のような企業誘致も選択の一つと答弁がありました。そこで、今後、町の方針として誘致する企業の選定方法はどのように行うのか、考えているのかを伺いたいと思います。お願いします。

○総務課長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございます。

誘致する企業の選定方法についてでございますが、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、学校は地域コミュニティの核となる大変重要な施設でございます。そこで、生活環境に影響が少なく、地域の活性化や地域の発展を期待するため、民間企業等の創意工夫によります意欲的な提案を受け入れる公募型のプロポーザル方式による選定を考えております。

○13番（野田増男君）

それでは、地域住民の生活環境に配慮した企業を誘致していくという方針ということを理解しましたが、町の発展と住民生活を両立させるためにもその方向で進めていただきたいと思います。

次に、今回の旧河和南部小学校校舎につきましては、誘致先の企業と無償譲渡契約を交わしました。今後、企業誘致をする場合、同様に無償譲渡する方針なのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長（中村裕之君）

学校跡地を、無償譲渡で企業誘致を行うかについてでございます。

今後、発生が見込まれます学校施設の維持管理費におきまして、現状のまま保有した場合、増築等により建築年が異なる建物が混在いたします。代表建築年に置き換えますと、ほとんどの学校が築40年以上となってまいります。このため、校舎の老朽化によります大規模改修や解体費用などの経費と、土地建物の売却益の比較検討及び財政負担を考慮いたしまして、無償譲渡が優位であれば無償譲渡を考えてまいります。

なお、旧河和南部小学校の場合では、それを活用したものでございます。

また、無償譲渡の条件の一つといたしまして、施設を10年間有効利用しなければ施設を取り壊し、契約を解除後、土地を返却しなければならないという条件を付しまして、長期にわたり地域の発展や活性化が図れるような仕組みといたしておりますので、無償譲渡の際にはそれらの諸条件を付すことになりますので、よろしくお願

します。

○ 1 3 番（野田増男君）

では、その中で10年以上利用すれば、その土地は譲渡を受けた企業に受け渡す、土地も建物もということで理解していいのですか。

○総務課長（中村裕之君）

10年以上施設を活用した場合に、町に土地返却等を要するかという御質問でございます。

結論から申しますと、その必要はございません。これは、民法の規定によりまして、契約期間が10年を超えた場合、町は譲受け者から土地を返却させることができないという規定がございます。この規定に基づきまして、今回の旧河和南部小学校の無償譲渡につきましては、公募型プロポーザル実施要領の中で、10年間は施設を有効利用していただくよう条件を付しておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 1 3 番（野田増男君）

それでは、施設の無償譲渡は町の財政負担を考慮した上で判断し、なおかつ向こう10年間の有効利用とする附帯条件をつけていくということですね。企業側とすれば、地域に根差す取組を求めるよい方法だと思います。

ところで、旧河和南部小学校において、施設の維持管理費や解体費用、土地を売却した場合の収入がどれぐらいになるのか、大まかな金額は分かるでしょうか。

○総務課長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございます。

再編前の河和南部小学校における水道光熱費、それから浄化槽の保守点検費用等、維持管理費につきましては令和3年度の実績で約320万円となっております。また、解体費の積算につきましては、町営住宅の解体実績の単価により1億8,000万円以上になるという積算をしております、土地売却の収入を約4,600万円と見込み、これらの積算費用を考慮し、優位性の判断をしておりますのでございます。

○ 1 3 番（野田増男君）

大変な金額がかかるということですが、大まかな金額であっても、今回の事例で無償譲渡のほうが町にとって有利であったということがよく分かりました。

次に、企業が進出してくることにより町税の増加が見込まれますが、具体的にはどのような内容になりますでしょうか。

○税務課長（小島康資君）

企業進出に伴う町税の増加見込みについてでございますが、学校施設が民間の施設となった場合、税が発生いたします。具体的には、土地建物が市街化区域内であれば固定資産税と都市計画税、土地建物が市街化調整区域内であれば固定資産税が課税されます。また、事業のために用いた構築物、機械、器具、備品等は償却資産として課税がされます。

なお、法人においては法人町民税が課税されますので、よろしくお願いいたします。

○ 1 3 番（野田増男君）

ある程度の理解はしていましたが、やはり企業が進出して得られる町税は大きいと実感しております。そういった点では、無償譲渡しても税収が増えることは家賃収入の代替のようなものであると理解いたしました。

次に、企業誘致を行う場合にはほかの自治体と比較されることが多々あるかと思いますが、誘致する企業へ何らかの優遇措置を考えておられるでしょうか。

○総務課長（中村裕之君）

企業への優遇措置についてでございます。

地域にとって思い出深い校舎を無償譲渡することが、私どもは優遇措置だと考えております。これは、企業にとりまして、既設の建築物を利用するということで、短期間に初期投資も少なく事業展開ができます。総合的に判断したものでございます。

また、町外から進出される企業様におかれましては、様々な面で戸惑い等があるかと思いますので、できる範囲でサポートや相談に乗っていききたいと、このように考えております。

○ 13 番（野田増男君）

町の事情を考えますと、財政面で優遇措置には限界があるかと思いますので、進出を希望する企業からの相談に乗り、できる範囲でのバックアップをお願いしたいと思います。

次に、住民の皆様には、新たに進出してくる企業についてどこの企業でどのような事業内容なのか、また日常生活への影響など様々な不安があるかと思います。そこで、今後も誘致する企業に対し住民説明会の開催を要請していく方針であるかを伺いたいと思います。

○総務課長（中村裕之君）

住民説明会の開催要請でございます。

学校は、先ほどから申しましたように地域コミュニティの核となる重要な施設であります。地域の住民の皆様の御理解なくしては、今後の企業活動に影響があるかと思われますので、旧河和南部小学校のときと同様に、本町とともに住民説明会を開催していきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 13 番（野田増男君）

よく分かりました。地域住民の皆様に、丁寧な住民説明会の開催をお願いしたいと思います。

今回、小中学校再編に伴う施設跡地について質問させていただきました。再質問では企業誘致について伺いましたが、企業誘致に限らず施設跡地の利用については、町の発展と豊かな住民生活の両立を目指し、丁寧に今後の検討を進めていっていただくよう切に希望しております。よろしくお願いいたします。

次に、ペットの同行避難に少し入ります。

今回、町が主催するみんなの減災カレッジに、私も受講生として参加いたしました。そこで、災害時の避難としてということでワークショップをやったところ、ペット同行避難が話題になり、美浜町ではどのようになっているかと、その質問をさせていただきました。

その中で、盲導犬、介助犬の必要な方は一般の方とは別の部屋を設けているとの答弁でございました。その辺をちょっと、どのように分けているのか伺いたいと思います。

○防災課長（富谷佳成君）

盲導犬、介助犬等、補助犬をお連れいただいた方につきましても何ら一般の方と変わりなく、同行していただいた避難者についても一般の方と同様に避難所で受け入れるというふうにマニュアルで定めておりますので、そのとおり実施する予定です。

○ 13 番（野田増男君）

もう一つ、ちょっと聞きたいところがありまして、盲導犬、介助犬というのは、今、美浜町にはどれぐらいいるのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

これら補助犬の飼育頭数につきましては、厚生労働省の調べによりますと、愛知県下に盲導犬が35頭、介助犬が2頭、聴導犬が2頭登録されているということであるのですけれども、愛知県から本町宛てに特別な通知等が

ないないため、美浜町内にこれらの補助犬が登録されていないと考えております。

○13番（野田増男君）

ここはこれぐらいで、丁寧な答弁をいただきましたのでいいと思います。

次に、3番、齋藤町政の今後にもう一回入っていきたいと思います。

町長、この3年半、4年間、何か振り返ってみて、僕が見ている限り何か疲れているなというのが本音なのですよ。ちょっと痩せましたよね。

そうした体調面と、12年間空いて帰ってきて、先ほど、これほど子供の数が減ったという、これは全然もうあるというか、そのことが今まで齋藤町政のときからも多少のことがあったのではないのですかねと思うのです。それで、今、なって、こんなに減るとは思わなかった。その辺は、本当にその町長のときには全然それを思わなかったのか、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○町長（齋藤宏一君）

全く思わなかったです。ここまで河和南部小学校は1クラス5人だとか、上野間小学校20人、ここまでとは思わなかったです。みんな、2教室分造ったのですから、あの当時。

だから、ここまでと思わなかったし、私が疲れているのは、これは今、苦勞が多いですよ。これまでは夢だけで追ってきましたから、正直言って。何とか美浜をよくしたい。今は、やるにやれない非常に難しい中で神経だけ使う。体は大丈夫ですよ、あなたより若いですよ。

○13番（野田増男君）

そこ、私、股割りできないですから、それは。

この3年半、4年間で、町長、思い残すこと何かありますか。もうこうしてやってきたかったのだけれども、やれなかった。後は、次へ渡したいというような、そういうものは。

○町長（齋藤宏一君）

思い残すことばかりです。ただ、ただね、一番思い残すのは、私の関係でここへ来た企業、この人たちに私は、はい、さようならと言うのは非常に苦しい。もう少し協力してやってやるのが筋だったなと。それで、謝りました。

○13番（野田増男君）

もう、時間もそろそろですので、これ以上町長に突き止めてもちょうつと思いますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、野田増男議員の質問を終わります。野田増男議員は自席にお戻りください。

〔13番 野田増男君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月12日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、12月9日から12月12日までの4日間を休会することに決定いたしました。

来る12月13日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後1時48分 散会〕

令和 4 年12月13日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 4 年 12 月 13 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 57 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 58 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 59 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 60 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 61 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 62 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 63 号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 64 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 65 号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 66 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 67 号 指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 68 号 町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 69 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 14 議案第 70 号 令和 4 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 71 号 令和 4 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 72 号 令和 4 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 73 号 令和 4 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）

◎ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 までの各事件

追加日程第 1 議案第 74 号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結について

◎ 本日の出席議員（12 名）

3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 寄 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 本日の欠席議員（2 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
-----	-----------	-----	-----------

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２０名）

町 長 齋 藤 宏 一 君	教 育 長 伊 藤 守 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君	厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
産業建設部長 宮 原 佳 伸 君	総 務 課 長 中 村 裕 之 君
秘 書 課 長 大 松 知 彰 君	企 画 課 長 戸 田 典 博 君
税 務 課 長 小 島 康 資 君	住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君	健康・子育て課 下 村 充 功 君
環 境 課 長 谷 川 雅 啓 君	産 業 課 長 三 枝 利 博 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君	都市整備課長 平 野 和 紀 君
水 道 課 長 竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者 宮 崎 典 人 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君	生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君	主幹兼議会係長 森 秀 雄 君
------------------	-----------------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 4 回美浜町議会定例会も 3 日目の日程を迎えました。

本日の議案質疑、また、委員会付託を経て、明日から始まる各常任委員会での議案審査慎重に行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭、お伝えをさせていただきます。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切いただくよう御協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1 番 山本辰見議員及び 2 番 鈴木美代子議員から欠席届が提出され、これを受理いたしましたので御報告いたします。また、教育部長よりお身内の御不幸のため、また、防災課長は諸事情により、それぞれ本日の定例会を欠席する旨連絡がありましたので、併せて御報告をいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 1、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第58号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 2、議案第58号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 3 議案第59号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 3、議案第59号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 4 議案第60号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 4、議案第60号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第61号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第61号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第62号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第62号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 8、議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第65号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第 9、議案第65号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第10、議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第67号 指定管理者の指定について

○議長（横田貴次君）

日程第11、議案第67号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第68号 町道路線の認定について

○議長（横田貴次君）

日程第12、議案第68号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横田貴次君）

日程第13、議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。野田増男議員。

○13番（野田増男君）

議案第69号のうちの10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食センター運営費の17節の備品購入費、学校給食センター備品についてお伺いいたします。

給食配送車2台購入との説明がありましたが、購入する車の仕様及び繰越明許についてとする理由について説明を伺いたいと思います。お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

給食配送車でございます。

現在、給食配送車につきましては、2台により町内の小中学校の給食配送を行っております。2台とも平成21年8月に購入したもので、更新から13年と数か月が経過をしております。今回、更新を予定している車両の仕様につきましては、現在使用している給食配送車と同じ2トン車両でございまして、今回、車体本体のみを更新しまして、給食ワゴンを積載するコンテナ部分につきましては、現在使用中のものを再利用し載せ替えをする予定をしております。

また、繰越明許の理由でございます。

これは2点ございまして、まず1点目、納車までに一定の期間を要すること。そして、2点目、長期休暇中の更新が必要であるということでございます。

世界的な半導体不足による自動車生産が非常に遅れております。入手困難な状況が続いていることから、早急な対応が必要であると判断をしております。

今年度中に契約を交わしまして、来年の夏をめどに納車をすることで、夏休み期間中に更新をし、来年度の新学期から新しい車両での給食の配送を可能にしていくという計画でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（横田貴次君）

日程第14、議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（横田貴次君）

日程第15、議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第16、議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第17、議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。
ここで暫時休憩いたします。

〔午前9時11分 休憩〕

〔午前 9 時 12 分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結について

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。

それでは、追加上程案の提案理由の説明を申し上げます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてでございます。

早速、提案理由を御説明させていただきます。

議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第74号の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（宮原佳伸君）

それでは、議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結について説明いたします。

去る11月30日に指名業者7者による指名競争入札を執行しました結果、お手元資料1のとおり、株式会社中本屋が840万円で落札し、12月1日付で仮契約を締結いたしました。

消費税及び地方消費税84万円を加えた924万円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

資料1裏面のとおり、現在建設中の陸上競技場観覧スタンド内の事務室等で使用する事務備品を購入するもの

でございます。

なお、納期につきましては、令和5年3月24日でございます。

議案第74号の説明は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前9時16分 休憩〕

〔午前9時40分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第74号 美浜町運動公園陸上競技場事務備品物品売買契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月14日から12月19日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、12月14日から12月19日までの6日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る12月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、

討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前 9 時42分 散会〕

令和 4 年12月20日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 4 年 12 月 20 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 57 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 58 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 60 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 61 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第 2 議案第 64 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 65 号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 66 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 3 議案第 67 号 指定管理者の指定について
議案第 68 号 町道路線の認定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第 4 議案第 69 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第 5 議案第 70 号 令和 4 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 71 号 令和 4 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 6 議案第 72 号 令和 4 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 73 号 令和 4 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第 7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

議案第 1 から日程第 6 までの各事件

- 追加日程第 1 同意第 6 号 美浜町副町長の選任について
同意第 7 号 美浜町固定資産評価員の選任について

日程第 7

◎ 本日の出席議員（11 名）

3 番 森 川 元 晴 君
 5 番 杉 浦 剛 君
 8 番 中須賀 敬 君
 10 番 荒 井 勝 彦 君
 12 番 横 田 全 博 君
 14 番 丸 田 博 雅 君

4 番 石 田 秀 夫 君
 7 番 大 寄 暁 美 君
 9 番 横 田 貴 次 君
 11 番 大 岩 靖 君
 13 番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（３名）

1 番 山 本 辰 見 君
 6 番 廣 澤 毅 君

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
 総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
 産業建設部長 宮 原 佳 伸 君
 総 務 課 長 中 村 裕 之 君
 企 画 課 長 戸 田 典 博 君
 税 務 課 長 小 島 康 資 君
 福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
 環 境 課 長 谷 川 雅 啓 君
 建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
 水 道 課 長 竹 内 健 治 君
 学校教育課長 近 藤 淳 広 君

教 育 長 伊 藤 守 君
 厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
 教 育 部 長 夏 目 勉 君
 秘 書 課 長 大 松 知 彰 君
 防 災 課 長 富 谷 佳 成 君
 住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
 健康・子育て課 下 村 充 功 君
 産 業 課 長 三 枝 利 博 君
 都市整備課長 平 野 和 紀 君
 会 計 管 理 者 宮 崎 典 人 君
 生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 4 回美浜町議会定例会最終日を迎えることができました。他市町の議会の状況を見ていますと、定足数を確保するのに大変難しい状況も危惧されている中ではありますが、本日こうして 12 月定例会最終日を迎えられましたこと、議員の皆様の健康管理、また行政の皆様の日々の御努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

また、各担当常任委員会を開催いただきましてありがとうございました。何かと寝不足になりつつある時期での常任委員会の開催になったかと思いますが、皆様の慎重なる審議に感謝を申し上げます。寝不足の原因

でありますサッカーワールドカップも先週日曜日に決勝戦が行われ、終えんを迎えました。最後、PK戦で勝負を決するという結果になったわけでございますけれども、両国の選手が自分のシュート1本にかけるその思い、またこれまで自分が培ってきたものをこの1本にかける、そんな緊張感がテレビの画面を通して伝わってきました。

この12月の定例会を終わりますと、来る来年3月には令和5年度予算を決する大変重要な議会を迎えることになります。年末から年始にかけて、行政の皆様には新年度予算の構築、また議員の皆様にもこの4年間、そしてまた今年1年を振り返っていただく中で令和5年度の予算を決する時期も迎えることとなります。いま一度、この12月定例会を振り返りながら御自身の価値観、また行政の皆さんとの連携を深め、新年度予算に年明けからマッハでスタートできるような体制を整えていただきたいと思います。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル版が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭にお伝えをさせていただきます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1番 山本辰見議員及び2番 鈴木美代子議員から欠席届が提出され、これを受理しましたので御報告いたします。また、6番 廣澤毅議員より、体調不良のため欠席する旨の連絡がありましたので、併せて御報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから

議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてまで7件一括

○議長（横田貴次君）

日程第1、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてまで、以上7件を一括議題といたします。

以上7件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例についてから議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてまでの7議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第63号の審査において、矢梨公衆便所の用途廃止について、現地はコンクリート造のトイレが建っているが最終的には解体して更地にするのかとの質疑があり、矢梨区より払下げの申請があったため、譲渡したとの答弁がありました。

また、議案第57号から議案第62号においては、質疑はありませんでした。

なお、7議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第57号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第58号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第61号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第62号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第63号 美浜町観光施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから
議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで３件一括

○議長（横田貴次君）

日程第２、議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで、以上３件を一括議題といたします。

以上３件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月15日午前9時より、役場３階大会議室におきまして、委員６名の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまでの３議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第64号の審査において、主に一般廃棄物処理業等許可手数料についての改正であるが、内容についての説明をとの質疑があり、一般廃棄物処理業等の許可手数料の納入について、許可書の交付に対し手数料を納入することを明確にするため、表現を改めたものとの答弁がありました。

また、議案第65号から議案第66号においては、質疑はありませんでした。

なお、３議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第64号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第64号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第65号 美浜町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第66号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号 町道路線の認定についてまで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第67号 指定管理者の指定についてから議案第68号 町道路線の認定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第67号 指定管理者の指定についてから議案第68号 町道路線の認定についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第67号の審査において、議案説明では平成24年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果とのことであったが、どういった面で指定管理者として適切と評価したのかとの質疑があり、今回指定管理者を予定している小野浦区は、人を呼び、にぎわいをつくる事業に積極的に取り組んでおり、コロナ禍にもかかわらず、集客は増え、売上げも伸びていることを評価したものの答弁がありました。

次に、議案第68号の審査において、議案書にある道路法第8条第2項にはどのような内容が規定されているのかとの質疑があり、国の法律で、町道路線の認定に当たっては当該市町村議会の議決を経なければならないことが規定されているとの答弁がありました。

また、議決後について、県への申請等が必要なものか、あるいは、町道なので特にそうした手続は不要なのかとの質疑もあり、県への手続は不要で、議会の議決で認定されるとの答弁がありました。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第67号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第67号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第68号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

8款土木費の委託料について、県道奥田内福寺南知多線の開通式典の業務委託料とのことであったが、県道であるが町が式典費用を負担しなければならないものか。また、式典の内容はとの質疑があり、本町と南知多町が合同で開催するが、知多建設事務所と5市5町で構成する知多建設協議会から負担金がそれぞれの町に15万円ずつ支払われる予定で、今回の補正予算書の歳入にも雑入として計上している。内容については、式典及び渡り初めを予定しているとの答弁がありました。

また、式典実施に当たり施工業者は式典費用を負担しないのかとの質疑もあり、施工業者の費用負担はなく、式典への出席のみを予定しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

3款民生費の医療的ケア児訪問介護事業について、事業内容と利用者数及び今回の補正は利用料の増加によるものか、それとも利用者の増加によるものか、内訳の説明をとの質疑があり、利用者は1名のままで変更なし。学校への訪問看護ということで、当初は夏休み等長期休暇中の利用は想定していなかったが、出校日等での利用も考えていく必要があったこと、及び単価の一部値上げもあり、増額するものとの答弁がありました。

また、4款衛生費の知多南部衛生組合分担金について、減額理由の説明をとの質疑があり、鉄等の有価資源の収入増など様々な原因があるが、知多南部クリーンセンターごみ焼却施設解体工事について、当初、施設のくいを全て抜く設計であったが、一部を残す仕様が可能となり、その分工事費が予算額に対し、大きく減額したためとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第69号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第71号の審査において、3款地域支援事業費の見守りサービス事業委託料について、説明では訪問給食の利用が増加したとのことであったが、事業内容や委託先、現在の利用数の説明をとの質疑があり、事業内容は弁当の配食サービスで、委託先はJ Aアグリスとなる。1か月当たりの利用食数が961食と急増し、当初見込みより毎月160食程度増加したため補正するものとの答弁がありました。

また、議案第70号においては、質疑はありませんでした。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第70号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第70号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第71号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）から
議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）から議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）から議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第72号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第72号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第73号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

〔午前9時36分 休憩〕

〔午前9時52分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から同意第6号 美浜町副町長の選任について及び同意第7号 美浜町固定資産評価員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 美浜町副町長の選任について及び同意第7号 美浜町固定資産評価員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１ 同意第６号 美浜町副町長の選任についてから

同意第７号 美浜町固定資産評価員の選任についてまで２件一括

○議長（横田貴次君）

追加日程第１、同意第６号 美浜町副町長の選任についてから同意第７号 美浜町固定資産評価員の選任についてまで、以上２件を一括議題といたします。

以上２件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加上程いたしますのは、同意第６号 美浜町副町長の選任についてをはじめ、２件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第６号 美浜町副町長の選任についてでございますが、現在、不在の副町長職につきましては、今後の行政運営の円滑化及び危機管理に備え、現総務部長であります杉本康寿氏を副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

杉本氏は、お手元の資料のとおり、昭和56年に高校を卒業後、美浜町職員となりました。41年有余の行政経験があり、その間には総務課長、総務部長などを歴任し、行政全般に幅広く精通をいたしており、副町長として適任だと思いますので、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和５年１月１日からでございます。

次に、同意第７号 美浜町固定資産評価員の選任についてでございますが、評価員の小島康資氏より辞任届が提出されましたので、新たに杉本康寿氏を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了させていただきます。よろしく願います。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、再び暫時休憩といたします。再開時間は、追って放送でお知らせをいたします。

〔午前９時54分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次、議事を進めます。

ここで、次の２件の議案は、人事に関わる案件のため、総務部長 杉本康寿君の退場を求めます。

〔総務部長 杉本康寿君 退場〕

○議長（横田貴次君）

最初に、同意第６号 美浜町副町長の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第6号 美浜町副町長の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 美浜町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第7号 美浜町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、杉本康寿君の入場を求めます。

〔総務部長 杉本康寿君 入場〕

○議長（横田貴次君）

ただいま副町長に選任されました杉本康寿君より壇上にて御挨拶をお願いいたします。

〔総務部長 杉本康寿君 登壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

それでは失礼いたします。

ただいま議長からお言葉をいただきましたので、高いところではございますが、お礼を申し上げます。

先ほどは、選任同意の御承認をいただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、何かと難しい時期であり、また若輩者ではございますが、齋藤町長をお支えし、微力ではございますが本町の発展のために努力をしてみたいです。

最後に、議員の皆様方の格別なる御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和4年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた案件のいずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただけたことに対し、まずもってお礼を申し上げます。

さて、12月も下旬となり、寒さが一段と厳しさを増してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症のほかにインフルエンザの流行も懸念される年の瀬を迎えております。議員の皆様におかれましても、感染防止対策の徹底と体調管理に御留意の上、穏やかな新年をお迎えになられるよう切に願い、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和4年第4回美浜町議会定例会を閉会いたします。

皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

〔午前10時42分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月20日

美浜町議会

議長 横 田 貴 次

議員 杉 浦 剛

議員 大 寄 暁 美